

佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成27年9月

佐賀県

I. 基本的な考え方

1. 「佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の位置付け	1
2. 人口減少と地域経済縮小の克服	1
3. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立	1
4. 佐賀県における「まち・ひと・しごと創生」	2
5. 総合戦略の対象期間	2
6. 総合戦略の検証・改善	3

II. 基本目標及び基本的方向

《基本目標①》 ひとづくり・ものづくり佐賀 ～ 安定した雇用を創出する ～	4
《基本目標②》 本物を磨き、ひとが集う佐賀 ～ 本県への新しいひとの流れをつくる ～	5
《基本目標③》 子育てし大県佐賀 ～ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる ～	6
《基本目標④》 自発の地域づくり佐賀 ～ 時代と向き合う地域をつくる ～	7

III. 具体的な施策と重要業績評価指標 (KPI)

《基本目標①》 ひとづくり・ものづくり佐賀 ～安定した雇用を創出する～	8
《基本目標②》 本物を磨き、ひとが集う佐賀 ～本県への新しいひとの流れをつくる～	30
《基本目標③》 子育てし大県佐賀 ～若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる～	40
《基本目標④》 自発の地域づくり佐賀 ～時代と向き合う地域をつくる～	52

I. 基本的な考え方

1. 「佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の位置付け

佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 9 条に基づき、「佐賀県における人口の将来推計（佐賀県人口ビジョン）」（平成 27 年 6 月策定、以下「佐賀県人口ビジョン」という。）において示した本県の人口の現状と将来見通しを踏まえ、今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策等をまとめた本県における、まち・ひと・しごと創生に関する基本的な計画として策定するものである。

2. 人口減少と地域経済縮小の克服

本県の人口は、1955 年の 97.4 万人をピークとして、現在は減少局面にあり、2010 年の 85.0 万人から、このまま、特段の対策を行わなければ、2060 年には 54.3 万人程度にまで減少するとの推計がある。

また、本県の総人口における高齢人口の割合は、2010 年の 24.6%（21 万人）が 2060 年には 37.3%（20 万人）と増加、年少人口の割合は 2010 年の 14.5%（12 万人）が 2060 年には 10.8%（6 万人）に減少し、いわゆる少子高齢化が進むことになる。

高齢化を伴った人口減少は、地域経済に対して、大きな重荷となることが強く懸念される。高齢化によって総人口の減少を上回る働き手の減少が生じると、総人口の減少以上に経済規模を縮小させ、一人当たりの国民所得や社会生活サービスの低下を招き、更なる人口流出を引き起こす恐れがある。

このように、人口減少を契機に、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥るリスクが高い。

人口減少に対処していくには、出生率を向上させて人口減少に歯止めをかけ、将来の人口構造そのものを変えていくとともに、今後ある程度の人口減少は避けられないことを前提に、効率的かつ効果的な社会システムを再構築していく必要がある。

3. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

まち・ひと・しごと創生とは、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、

- (i) 国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成（＝「まち」）
- (ii) 地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保（＝「ひと」）
- (iii) 地域における魅力ある多様な就業の機会の創出（＝「しごと」）

この 3 つを一体的に推進することとされている。

言うまでもなく「ひと」が中心であり、長期的には、各地域で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにしていく必要がある。

その上で、現在の課題の解決に当たって重要なのが、好循環を確立する取組である。「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することで、各地域への新たな人の流れを生み出すこと、そして、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務である。

4. 佐賀県における「まち・ひと・しごと創生」

(1) 「まち・ひと・しごと創生」の実現に向けた基本目標

県政運営の基本方針である「佐賀県総合計画 2015」（計画期間：平成 27 年度（2015 年度）から平成 30 年度（2018 年度）の 4 年間。以下、「総合計画 2015」という。）において、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念として政策を推進していくこととしており、各政策の推進に当たっては、「さが創生」[※]という視点を入れていくこととしている。

また、佐賀県人口ビジョンにおいて、人口減少により想定される地域社会への影響を抑えるためには、出生率の減少などによる自然減と、人口移動による社会減を減らしていく必要があるとしている。

こうしたことを踏まえて、佐賀県における「まち・ひと・しごと創生」を進めるに当たっては、「本県の人口減少を抑え、将来にわたって地域の活力を維持すること」を目指すべき将来の方向とし、この実現に向けて、

- ひとづくり・ものづくり佐賀 ～安定した雇用を創出する～
- 本物を磨き、ひとが集う佐賀 ～本県への新しいひとの流れをつくる～
- 子育てし大県佐賀 ～若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる～
- 自発の地域づくり佐賀 ～時代と向き合う地域をつくる～

の 4 つの柱を、基本目標と定め、この柱に沿って具体的な施策に取り組んでいく。

(2) 「まち・ひと・しごと創生」の実現に向けた関係機関との連携

「まち・ひと・しごと創生」に向けた施策の実施にあたっては、様々な主体の協力・参画が重要であることから、住民をはじめ、産業界・市町等の行政機関・大学・金融機関・労働団体・メディアなど幅広く県内関係者と連携を図り、取り組んでいく。

加えて、地理的に近接し、歴史的にもつながりの深い長崎県と連携し、県境周辺地域の振興、国内外からの観光誘客、都市部からの移住拡大、医療連携体制強化などの分野において協力して取り組むことをはじめとして、九州各県など県境を超えた地域間連携による「まち・ひと・しごと創生」に取り組む。

※さが創生

本県にある「本物」の地域資源の磨き上げや、女性が活躍する社会づくりの推進などにより、人口減を抑制し、時代に合った地域を創り出すこと

5. 総合戦略の対象期間

総合戦略の対象期間は、国の総合戦略と同様、平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）の 5 年間とする。

6. 総合戦略の検証・改善

総合計画 2015 は、本県を取り巻く社会経済情勢の変化などに適切に対応していくため、政策のマネジメント・サイクルを毎年度実施していくことにより、有効な取組や新しい事業等の立案・見直しを行い、それを計画に反映させていく「進化型の計画」である。

総合戦略についても、総合計画のマネジメント・サイクルと併せて、基本目標に係る数値目標や具体的な施策に係る重要業績評価指標（K P I）の達成度により検証し、改善を行う。

Ⅱ. 基本目標及び基本的方向

《基本目標①》

ひとづくり・ものづくり佐賀 ～ 安定した雇用を創出する ～

- 本県の平成 26 年（2014 年）における社会減による人口減少は 2,269 人であるが、年齢階級別で見た場合、15 歳以上 30 歳未満の転出超過が 2,473 人となっており、若者の県外流出が顕著である。
- この一因として就職が考えられ、実際、県内高等学校を卒業し、就職した 2,664 人のうち 1,100 人（約 4 割）が県外に就職している。
- 若者の転出超過が続くこととなれば、出産を担う世代の減少により、人口の自然減が更に拡大することも懸念される。
- 若者の県外流出を抑えるために、安定した雇用を創出する必要がある。

数値目標

■ 新規雇用創出数

5,000 人（5 年間累計）

《基本的方向》

- 起業、イノベーションの推進から事業承継といった県内企業の各ステージにあった支援を行い、県内に新しい仕事をつくとともに、競争力のある技術等を将来に承継する。あわせて、これらの取組を通じて、県内に起業や新たなことへのチャレンジを許容し、それらを支える風土をつくる。
- 県内企業の育成や企業誘致等により、雇用の場を増やすとともに、それら企業に必要な人財を確保する。
- 若者を中心とし、県内高校生・県外進学者等の地元就職、U J I ターンを促進する。特に、産業・教育が一体となり、「ものづくり人財」の育成等を強力に推進する。
- 経営感覚を持ち自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応する「チャレンジする農林水産業経営者」の取組の促進、生産基盤の整備等により、稼ぐことのできる農林水産業を確立する。

〈基本目標②〉

本物を磨き、ひとが集う佐賀 ～ 本県への新しいひとの流れをつくる ～

- 内閣官房の調査によれば、東京都在住者の約4割が「移住する予定」又は「今後検討したい」としている一方、移住に対する不安・懸念の第一は地方の雇用という調査結果がある。
- こうした潜在的希望者について、基本目標①で定める雇用創出力を活用しつつ、移住の促進に取り組むことにより、本県への移住・定住に結びつけることができれば、地域に新しい活力を生み出すことができる。
- また、本県においては、県内の高等学校から大学・短期大学へ進学した約8割が県外に進学しており、就職だけでなく、進学を機に多くの若者が県外に流出している状況となっている。
- 人口移動による社会減を減らし、地域経済の縮小を抑え、地域に新しい活力を生み出すために、本県への新しいひとの流れをつくる必要がある。

数値目標

■ 人口の社会減（転出超過）の縮小

平成26年：▲2,269人 ⇒ 平成31年：▲1,500人

■ 宿泊観光客数

1,500万人泊（5年間累計）

〈基本的方向〉

- 移住希望者が移住の決断をスムーズに行うことができるように、ワンストップで仕事や住まい等の移住関連情報を提供するとともに、相談者に対する支援を行う体制を整備し、きめ細やかな支援を行う。
- 本県においては、多くの若者が大学進学時や就職時に県外に流出していることから、高等教育機関等の充実を図り、県内進学者を増やす。
- 産学官金連携の推進によって、高校生や大学生等（県外進学者を含む）の地元就職を促進することにより、若者の県内定着を図る。
- 佐賀県の魅力を発信し、知ってもらうこと、そして来てもらうことにより、人や物の交流を拡大させ、新しいひとの流れのきっかけをつくる。
- 広域幹線道路を始めとした各種交通ネットワークの整備や佐賀空港の使いやすさの向上等によるストック効果を活かして、新しいひとの流れを支える。

《基本目標③》

子育てし大県佐賀 ～ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる ～

- 出生動向基本調査によれば、独身女性の約9割は結婚の意思を持ち、希望子ども数も2人以上となっている。若い世代の結婚・子育ての希望が実現するならば出生率は1.8程度の水準まで改善することも見込まれ、地域における少子化の流れに歯止めをかけることができる。
- 本県の平成26年（2014年）における合計特殊出生率は1.63であり、全国平均の1.42を上回っているものの、人口を維持するのに必要とされる水準（人口置換水準2.07）を下回っている状況にある。
- 年少人口の減少を抑えるために、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる必要がある。

数値目標

■ 合計特殊出生率

平成26年：1.63 ⇒ 平成31年：1.77

（佐賀県次世代育成支援地域行動計画（第3期）に定める目標）

《基本的方向》

- 「結婚したい」、「子どもが欲しい」といった希望がかなえられるとともに、多様化するニーズに応じたサービスの充実、仕事と育児の両立支援など、安心して出産・子育てができる環境を整備する。
- 出会いから結婚・妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援の強化やワーク・ライフ・バランス[※]の実現を推進する「子育てし大県“さが”プロジェクト」を展開する。

※ワーク・ライフ・バランス

男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形で、バランスを取りながら展開できる状態のこと。

〈基本目標④〉

自発の地域づくり佐賀 ～ 時代と向き合う地域をつくる ～

- 離島や中山間地域、過疎地域をはじめとして県内各地で人口減少や高齢化の進展により課題を抱える地域が増えてきている。
- 本県の全人口の減少率は2010年比で2040年に20%減、2060年に同36%減になるとの推計があり、全国人口の推計（2010年比で2060年に32%減）よりも早いペースで人口減少が進んでいく見込みである。
- 地域課題はそれぞれであり、将来にわたって活力ある地域を維持していくためには、それぞれの課題を地域で解決していく観点が必要である。
- 人口減少社会に対応した地域の活力を維持するために、時代と向き合う地域をつくる必要がある。

数値目標

- 自発の地域づくりの取組を県と市町との連携等により支援した地域数
60地域（5年間累計）
- 元気高齢者社会参加活動推進制度によるボランティア登録者数
平成31年度：1,200人
- 女性の大活躍推進佐賀県会議会員登録数
平成31年度：110事業所
- デマンド交通など新たな移動手段の導入に取り組む地区数
9地区（5年間累計）

〈基本的方向〉

- 地域課題に対する意識の共有や課題解決のノウハウ等の習得支援、人材の確保の支援を通して地域自らが活性化策を講じることで、自発型の地域づくりを推進する。
- 平成37年（2025年）に佐賀県の高齢者数がピークとなることを見込まれており、市町・保険者における地域づくりを通じた効果的・効率的な介護予防の推進と高齢者の積極的な社会参加を推進することにより、高齢者が元気に活躍する社会づくりと自立支援の充実を図る。
- すべての女性が自分らしく、個性と能力を發揮できる社会づくりを目指し、自分の能力を發揮したいと願う女性をしっかりと支援し、女性の活躍推進を図る。
- 人口減少や、高齢者の免許保有の増加などにより、地域公共交通の利用者が減少する一方で、車の運転ができない人等が今後も見込まれるため、移動困難者が利用しやすい、地域の実情（移動の実態等）に合わせた身近な移動手段の維持確保に取り組む。
- 集約拠点・地域ネットワーク型の都市づくりを進めるとともに、ダム・道路・港湾施設等の社会資本について計画的な維持管理を行い、施設の機能確保と長寿命化を図り、ストック効果を活かして人口減少社会に対応した安全・安心な地域づくりを支える。

Ⅲ. 具体的な施策と重要業績評価指標 (KPI)

《基本目標①》 ひとづくり・ものづくり佐賀

(1) チャレンジする企業や起業家の育成支援 [総合計画 P3-136、第3章4(5)②より]

【取組方針】

- 県内企業のイノベーションへの取組などを後押しする研究環境を整備し、知的財産の効果的な活用や産学官金連携^(※)などへの支援、オンリーワンの高付加価値な技術や製品を有する中小企業の育成に取り組みます。
- 事業環境の変化に対応し、新事業展開等に取り組む中小企業に対し、とりわけ意欲や独創性のある企業に対しては、ビジネスモデルをデザインするといった視点からビジネスプランのブラッシュアップや販路開拓の重点支援などを行います。
- IT とデータやデザインの観点から県内の中小企業の ICT^(※) 導入とその高度利活用を促進し、生産工程の最適化などによる生産性向上や、製品等の高付加価値化と市場開拓・顧客創出を図ります。

- 地元民間の施設や組織等と連携しつつ、県全体があたかも一つのインキュベーター^(※) スペース「さがラボ」として機能するよう、機会の創出と場や人材の育成・支援に取り組んでいきます。
- 1次産業（農林漁業者等）と、加工技術や販路、経営力に強みを持つ2次産業（加工分野）や3次産業（流通・販売分野）の企業との連携を推進するとともに、企業側からの6次産業化^(※)も支援します。このため、佐賀6次産業化サポートセンターを中心とした1次産業（農林漁業者等）等の6次産業化や農商工連携等の支援強化を図ります。

また、市場の拡大が見込まれる健康関連分野においては、本県の豊富な農林水産物資源等を活用した高い付加価値を持つ機能性・健康食品の開発について、さが機能性・健康食品開発拠点を中心に集中して支援を行うとともに、同拠点の機能強化を図ります。

- 県内産業界、金融機関、県貿易協会、ジェトロ佐賀など県内の様々な関係機関との連携を図り、実務レベルでの支援や現地活動サポート、海外商談会への参加支援などを行います。

【具体的な施策】

- ・3者（地域産業支援センター、工業技術センター、新産業・基礎科学課）連携による総合支援
- ・企業連携による高付加価値製品の開発支援や、企業展への出展支援
- ・地域産業支援センターによる産学官連携コーディネーター及び知的財産活用等の総合支援
- ・九州シンクロトロン光研究センターの機能向上・利活用促進
- ・経営革新計画等による新製品開発やビジネスプランのブラッシュアップ支援
- ・トライアル発注事業及び首都圏商談会等による販路開拓支援
- ・地域産業支援センター等における取引拡大、新製品開発、販路開拓等に関する各種支援事業の実施
- ・データ&デザイン新市場創出事業の推進（データサイエンス^(※)及びクリエイティブ^(※)の BtoB^(※)市場創出による県内企業の生産性及び付加価値の向上）
- ・起業家・新興企業に対する機会の創出や起業支援者の育成支援
- ・創業等支援拠点活動促進事業による県内ベンチャー企業等への経営相談・改善支援
- ・6次産業化サポートセンターを中心とした6次産業化の推進（相談、研修会、プランナー派遣等）
- ・農林漁業における経営の多角化や2次・3次事業者が行う6次産業化の取組に対する支援
- ・機能性・健康食品開発拠点「徐福フロンティアラボ」の機能強化及びコーディネーター等による支援
- ・未利用資源^(※)等についての活用策の検討

- ・貿易投資相談、海外ビジネス情報の提供
- ・国際経済活動に関する研究会開催
- ・海外経済ミッションの派遣、海外経済団体等の招聘
- ・ジェトロ事業を活用した専門家派遣支援

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
産学官金の連携、研究開発による事業化件数	件	16	16	16	17	17	17
4大都市圏で開催される企業展に新規出展する企業数	社	13	2	3	5	5	5
経営革新計画 ^(※) の申請・承認件数	件	75	76	77	78	80	80
データやデザインを用いた経営課題の解決件数	件	50	50	50	50	50	50
県や支援機関が支援した創業件数	件	99	115	130	150	150	150
6次産業化や機能性・健康食品事業化件数	件	15	16	18	20	22	22
総合化事業計画の認定件数（累計）	件	18	25	35	48	62	70
海外ビジネス（製造業・サービス業）成約支援件数（累計）	件	4	5	10	15	20	25

※産官学金連携

産業界、学術研究機関、行政、金融機関の連携体制の構築・推進のこと。

※ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

※クリエイティブ

デザイン、ライティング、WEB アプリ・コンテンツ制作、動画制作など、いわゆるクリエイターと呼ばれる人材の創造性や技能・技術が価値を生み、文化を形成し得るような産業分野のこと。

※BtoB

B to C（企業対消費者）市場に対するもので、企業間取引市場のこと。

※6次産業化

農林漁業者（第1次産業）自らが、地域の農水産物を用いて、加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）

まで行うもので、これにより農林漁業者の所得向上と地域活性化が期待される。

※インキュベート

起業や創業などを志す者を入居させ、支援する施設で、一般的には安価なオフィススペースなどの提供、マネージャー等による相談・助言なども行われる。

※データサイエンス

数学、統計学、情報工学などの手段でデータを用いて現象の説明や解決策の提示を行うアプローチのこと。

※未利用資源

利用用途がない、採算が合わないなどの理由でこれまで十分に活用されなかったり、廃棄等されてきたものを指しており、特にここでは農林水産業由来の未利用作物や未利用魚などのこと。

※経営革新計画

中小企業新事業活動促進法に定められた制度で、新製品・新サービスの開発やその他のイノベーションに取り組む企業等が事業計画等を申請し、都道府県知事の承認を受けることで、政府系金融機関による融資などの優遇が受けられるもの。

(2) 中小企業の経営基盤の強化 [総合計画 P3-140、第3章4(5)③より]

【取組方針】

- 商工団体の経営指導員をはじめとする職員の資質向上を図るとともに、商工団体が中核となって金融機関や公的機関等と連携して、多様化・複雑化する経営課題への対応や新たな事業活動等を地域ぐるみで支援します。
- 経営環境の変化に即応した金融支援策を推進します。
- 事業承継についての課題を掘り起こし、様々な課題に応じて計画的・継続的にサポートできる体制を整え、事業者が計画的に事業承継対策に取り組めるよう支援します。

[具体的な施策]

- ・ 商工団体等における金融・税務等の相談・指導
- ・ 支援機関の連携による経営改善の支援
- ・ 新商品・新サービスの事業化に向けた支援
- ・ 経営環境の変化に対応した金融支援施策の整備・充実
- ・ 事業承継に係る課題の解決に向けた支援

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
経営革新計画 ^(※) の申請・承認件数	件	75	76	77	78	80	80

※経営革新計画

中小企業新事業活動促進法に定められた制度で、新製品・新サービスの開発やその他のイノベーションに取り組む企業等が事業計画等を申請し、都道府県知事の承認を受けることで、政府系金融機関による融資などの優遇が受けられるもの。

(3) 魅力ある地域商業の創造 [総合計画 P3-142、第3章4(5)④より]

【取組方針】

- 商店街やまちづくり団体への支援に加えて、「ひとづくり」「しごとづくり」として商業サイドからの新たなアプローチにより、地域商業全般の活性化を図ります。
- 地域が一体となって取り組むソフト事業等への支援や、空き店舗を資産と捉えた前向きな取組

などにより、誰もが安全・安心に使うことができる商店街づくりへの支援をすすめていきます。

- 地域のお店や商店街が一体となって取り組むことで売上増につながるような消費喚起策を検討します。
- 地域のお店に対し、ICT^(※)を活用した販売促進への更なるチャレンジを促す施策を実施していきます。

【具体的な施策】

- ・ EC（ネット通販）を含む新規出店や、ICT を活用した販売促進に積極的にチャレンジする若者や女性商業者を中心とした新たな世代の商業者への支援
- ・ 商店街やまちづくり団体が取り組む、空き店舗活用、セミナー、ソフト事業への支援
- ・ チャレンジショップ設置等による商業者育成への支援
- ・ 魅力ある商業空間づくりや店舗の集積、ネットワークの場の復活
- ・ 消費喚起策の検討
- ・ Wi-Fi 及び充電環境の整備への支援

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
県の支援制度を活用した新規出店件数	件	—	50	50	50	50	50

※ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

（４）企業誘致の推進 【総合計画 P3-134、第 3 章 4（５）①より】

【取組方針】

- 若者の雇用の受け皿を確保するため、県内高校生及び大学生等（県外進学者を含む。）の地元就職やUJI ターンを誘引するような、本県の成長をリードする企業を誘致します。
- 企業立地のスペースを確保するため、新たな工業団地やオフィスビル整備を検討します。
- 「アジアのコスメティックの拠点」・「環境整備」の実現に向け、ビジネス交流・支援事業等に取り組みます。
- 「天然由来原料の供給地」の実現に向け、地域資源活用事業、産学連携支援事業等に取り組みます。
- 「コスメティック関連産業の集積」の実現に向け、企業等立地促進事業等に取り組みます。

【具体的な施策】

- ・ 本県に強みや素地のある分野、今後の成長が見込める分野（コスメティック構想^(※)や 6 次産業）、経済波及効果の高い産業分野などの企業誘致
- ・ 外資系企業の誘致
- ・ IT 系や本社機能の一部移転など事務系の企業誘致
- ・ 本県の強み等の計画的・戦略的な情報発信
- ・ 事務系（IT、BPO 等）誘致の受け皿となるオフィスビル整備の検討
- ・ 新たな工業団地の整備の検討
- ・ フランス・コスメティックバレー（CV）^(※)との商談会の実施、展示会の相互出展
- ・ JCC 会員企業同士のマッチングの場を設けるなどの JCC の取組支援
- ・ 天然由来原料の探求・開発における産学官連携の研究開発
- ・ コスメティック関連企業等の立地促進

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
企業誘致による正社員雇用の創出状況	人	452	600	600	600	600	600
誘致した企業の件数	件	12	15	15	15	15	15
JCC ^(※) 会員企業のビジネス取引 (累計)	件	1	5	15	25	35	45
コスメティック関連企業等の立地 (累計)	件	0	1	2	3	4	5

※コスメティック構想

フランス・コスメティックバレー (CV) と唐津市との連携協力協定 (H25.4.12) を活かして、唐津市・玄海町を中心とした北部九州に美と健康に関するコスメティック産業を集積し、コスメティックに関連する天然由来原料の供給地となることを目標としている。中長期的にはアジアのコスメティック産業の拠点となることを目指している。

※ジャパン・コスメティックセンター (JCC)

コスメティック構想を推進する産学官の連携組織。平成 25 年 11 月設立。事務局は唐津市にある。会員企業数は設立 1 年目で 100 社を超えた。

※フランス・コスメティックバレー (CV)

世界最大級の化粧品関連産業集積地。フランス中部シャルトルを中心とした半径約 150 km 圏内に約 800 の企業、7 つの大学、約 200 の研究機関などが立地している。1994 年設立。事務局はシャルトルにある。会員企業数は約 320 社。

(5) 産業を支える人材の確保と就職支援 [総合計画 P3-113、第 3 章 4 (1)①より]

【取組方針】

- 県内企業の育成や企業誘致等により、正社員としての雇用の場を増やすとともに、それら企業に必要な人材を確保します。
- 「ものづくり」を再評価する機運の醸成や人材育成、技能・技術の磨き上げを進め、技能・技術を持つ人がこれまで以上に尊敬、評価され、また多くの若者が更に誇りと自信を持ち、ものづくりに従事できるよう「ものづくりを支える人・風土づくり」を推進します。
- 高校生や大学生等 (県外進学者を含む。) の県内就職を促進し、若者の県内定着を図ります。
- UJI ターン人材等 (グローバル人材や高齢人材含む。) と県内企業とのマッチングを支援します。
- 若年技能者をはじめとした人材ニーズの高い分野等の産業人材を育成します。
- 使用者・労働者・行政が一体となって労働時間短縮などの「ワーク・ライフ・バランス^(※)」の推進を図ります。
- ジョブカフェ SAGA の機能強化を図り、若者の正社員化と職場定着を支援します。
- 障害者やニート等が積極的に社会に参画し、産業人材として活躍できるよう支援します。

[具体的な施策]

- ・産業人材確保プロジェクト^(※) の拡充と推進
- ・「ものづくり」に対する再評価、ものづくり人材の育成、技能・技術の磨き上げの一体的な施策の推進
- ・企業誘致等における雇用の創出

- ・スキル人材の還流を促す施策の推進（奨学金返還免除）
- ・UJI ターン、高年齢者及びグローバル人材と県内企業とのマッチング支援
- ・子育てをしながら就職を希望する女性への支援
- ・特別な支援を要する方々への就職支援
- ・若年技能者の育成、県内企業への就職の促進
- ・職業訓練（委託訓練）の実施
- ・県内企業のニーズに応じた在職者訓練の実施
- ・認定職業訓練に対する助成の実施
- ・高校生等の技術向上支援の強化（産業界との連携による佐賀マイスター^(※)や高度熟練技能者等の積極的活用）
- ・技能検定受検料減免拡充の継続
- ・県内企業等に対する労働時間短縮の呼びかけ、働きやすい職場環境づくり
- ・企業等への専門家派遣による、法定以上の仕事と育児の両立支援制度の導入等に関する助言・提案
- ・ジョブカフェ SAGA の機能強化及び利用促進
- ・ハローワーク特区^(※)の推進

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
県内高校生の県内就職者数	人	1,658	1,658	1,658	1,658	1,658	1658
県のマッチング支援を通じて県内企業に就職した人数	人	43	50	70	90	110	110
産業技術学院の施設内訓練における就職率	%	100	100	100	100	100	100
年次有給休暇の取得率	%	41.7	46.2	50.7	55.2	59.7	65.0
法定以上の仕事と育児の両立支援制度の導入事業所（累計）	事業所	18	30	40	50	60	70
ジョブカフェ SAGA 利用者のうち正社員就職者数	人	1,369	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230

※ワーク・ライフ・バランス

男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形で、バランスを取りながら展開できる状態のこと。

※産業人材確保プロジェクト

企業の人材確保と若者の就職支援に取り組む佐賀県独自の事業。

高校生や大学生（県外進学者を含む。）等の県内企業に対する認知度向上と県内企業への就職促進を図るため、

県内企業を紹介する専用サイトの開設、県内外における企業説明会、産学官の関係者による広報宣伝活動、高校の進路指導担当者を対象とした企業視察等に取り組むもの。

※佐賀マイスター

熟練技能者に対する社会的評価を高めるとともに、技能を尊重する社会的気運の醸成と後継者の育成を図ることを目的とした佐賀マイスター制度において認定された高度に熟練した技能者。

※ハローワーク特区

地域における行政を地方自治体が自主的かつ総合的に実施できるよう、主要課題の一つである国の出先機関原則廃止に向けて、試行的に全国 2 か所（埼玉県、佐賀県）でハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管の可能性の検証を行うもの。

(6) マーケットインによる競争力のある農産物づくり [総合計画 P3-120、第3章4(2)①より]

【取組方針】

〈園芸〉

- 高品質な農産物の安定供給といった市場や消費地のニーズを意識しつつ経営改善を図るため、革新的技術の開発・導入による飛躍的な品質・収量の向上や、特徴が際立つ多彩な品目の導入、さらには、省エネ・省力化技術の普及や契約栽培の拡大などを進め、収益性の高い園芸農業の確立を図ります。

〈畜産〉

- 国内市場をはじめ、海外市場やインバウンド需要も視野に入れて、「佐賀牛」をはじめとする特徴が際立つ高品質な畜産物づくりや生産基盤の強化に取り組むとともに、省力化・低コスト化等による経営の安定化を推進します。

〈米・麦・大豆〉

- 地域の特徴を生かした多彩な作物の生産拡大による水田フル活用の推進を基本として、「さがびより」などの主食用米に加え、需要のある「酒造好適米」や「飼料用米」の生産に積極的に取り組むとともに、米、麦、大豆それぞれの特徴が際立つ高品質・低コスト生産を推進します。

〈安心・安全な農産物の生産システムの推進〉

- 農薬等の使用履歴記帳の徹底や、GAP^(※)（農業生産工程管理）の取組推進、環境保全型農業の推進、米や牛肉のトレーサビリティ・システム^(※)の確実な実施などにより、食の安全と消費者の信頼確保に努めます。

〈新品種・新技術の開発・普及〉

- 稼げる農業の確立に向けて、生産現場が直面する課題を速やかに解決する新品種・新技術の開発に最優先に取り組み、その普及を進め、将来を見据えた中長期的な視点で取り組むべき研究開発についても着実に推進します。

[具体的な施策]

〈園芸〉

- ・ 統合環境制御技術などの革新的技術や優良品種の開発・普及
- ・ 特徴ある「こだわりの園芸作物」など他産地にはないキラッと光る農産物づくりの推進
- ・ ハウス施設や省力化機械、脱石油・省石油機械・装置の整備等による経営規模の拡大、低コスト化等の推進
- ・ 加工適正に優れた品種の導入や取引先の開拓などによる契約栽培の拡大

〈畜産〉

- ・ 飼料給与技術の改善や家畜の改良等による肉質向上の推進
- ・ 繁殖農家の規模拡大や肥育農家の一貫経営への取組の推進
- ・ キャトルステーション^(※)やブリーディングステーション^(※)の整備推進
- ・ 肥育牛の短期生産技術の確立・普及

- ・輸出対応型食肉センターの整備推進
- ・悪性の家畜伝染病防疫対策の徹底
- 《米・麦・大豆》
- ・高品質を基本として、こだわりや物語のある米など消費者・実需者^(※)から選ばれる米・麦・大豆づくりの推進
- ・低コスト・省力化や安定生産に向けた水稻の短期苗育苗技術や直播栽培技術、大豆の不耕起栽培技術などの新技術の導入促進
- 《安心・安全な農産物の生産システムの推進》
- ・研修会における啓発や農薬使用状況調査等による栽培履歴記帳の徹底と農薬等の適正使用の推進
- ・生産組織を対象とした GAP の取組推進
- ・米や牛肉のトレーサビリティ・システム^(※)関連法の遵守の徹底
- ・たい肥や麦わら等地域の有機物資源の有効利用などの環境保全型農業の取組推進
- 《新品種・新技術の開発・普及》
- ・生産現場が直面する課題を速やかに解決する新技術、新品種の開発・普及
- ・中長期的な視点で推進すべき研究開発の推進
- ・効率的・効果的な試験研究の推進と、研究成果の速やかな普及

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
いちごの 10 アール当たり収量	kg/10a	3,955	4,200	4,300	4,400	4,500	4,500
高品質みかん「さが美人」等の生産割合	%	23	30	31	32	33	33
肥育素牛の県内自給率	%	22.9 (H25)	23.5	24.0	25.0	26.0	26.5
水稻の 10 アール当たり生産費 ^(※)	府県順位	5 (H25)	5	4	4	3	3

※GAP（農業生産工程管理）

農業生産工程管理と訳され、農業生産活動を行ううえで必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

※トレーサビリティ・システム

生産、処理・加工、流通・販売等の各段階における食品（農産物）に関する情報（例えば、農薬散布履歴や添加物の使用状況など）を追求し、遡及できるシステム。

※キャトルステーション

農協等が繁殖農家で生産された子牛を預かり、子牛市場に出荷するまでの期間を一括して育てるための施設。

※ブリーディングステーション

受胎率向上を図るため農協等が繁殖雌牛を預かり、人工授精、妊娠確認後農家へ返すための施設。

※実需者

米の卸売業者や小麦の製粉会社、豆腐製造業者など米・麦・大豆を取り扱う流通業者や加工製造業者。

※水稻の 10 アール当たり生産費

水稻を水田 10 アールで生産するのに要する経費。ここでは、物財費と労働費から副産物価額を差し引いた副産物価額差引生産費（支払地代、自作地地代等を含まない）を用いている。

(7) 次世代の担い手の確保・育成 [総合計画 P3-123、第3章4(2)②より]

【取組方針】

- 市町・農業団体等のもとより、地域の生産部会や先進農家などと一体的に、意欲ある新規就農者の確保を推進します。
- 佐賀県農業の持続的発展のため、農業法人や雇用型経営など、経営力のある担い手を育成します。
- 農地の効率的な利用や集積を促進します。

[具体的な施策]

《意欲ある新規就農者の確保》

- ・市町・農業団体等の連携により、新規学卒をはじめ、UJI ターン、新規参入など幅広い就農ルートから数多くの新規就農者の確保
- ・市町や農業団体など地域が主体となって新規就農者を確保・育成するシステム（トレーニングファーム）の整備支援等、“農の夢” 応援プロジェクトの展開
- ・新規就農者の定着支援

《経営力のある担い手の育成》

- ・集落営農組織の経営発展や法人化等の推進
- ・大規模経営農家、青年農業者、女性農業者等の経営発展に意欲がある農業者に対する雇用型経営や、経営の複合化・法人化・多角化など企業的な農業経営の展開に関する研修（スキルアップ研修）等の実施

《農地の効率的な利用・集積》

- ・農地中間管理機構を活用した、担い手への農地の集積・集約の推進
- ・農作業受託組織の育成による、農作業の集積の推進
- ・耕作放棄地の発生防止や再生利用の推進
- ・多彩な作物等の作付の推進

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
新規就農者数	人/年	170	170	175	175	180	180
モデル的なトレーニングファーム ^(※) を整備する地区	地区/年	—	—	1	1	1	1
新たに育成する雇用型経営体 ^(※)	経営体/年	—	—	—	—	3	3
経営改善に取り組む集落営農組織数	組織数	32	51	64	77	88	100
スキルアップ研修修了者	人/年	—	10	20	20	20	20
水田の耕地利用率の全国順位 (作付延べ面積/水田面積)	全国順位	1	1	1	1	1	1
担い手の農地集積率	%	69.1	70.2	71.4	72.6	73.8	75.0

※トレーニングファーム

市町やJA、生産部会など地域が主体となって、就農希望者の募集から研修、就農まで一体的に支援する担い手育成システム。

※雇用型経営体

雇用を入れて農業経営を行う経営体又は雇用を入れた農業経営を目指す経営体。

（８）さが農村の魅力アップ [総合計画 P3-125、第3章4（2）③より]

【取組方針】

- 地域特産物づくりや農村ビジネスへの取組拡大等により、佐賀の農村の魅力アップを推進します。
- 農業生産や農地・農業用施設等の維持・保全に向けた取組や、イノシシなど有害鳥獣対策等を推進します。
- 魅力ある農村のベースとして、競争力のある農産物づくりとブランド力の強化、担い手の確保等を引き続き推進していきます。

[具体的な施策]

《農村の魅力アップ》

- ・新たな特産物づくりを推進するための新規品目の導入や6次産業化・農商工連携等の取組への支援
- ・農村の魅力アップを図るための、農産物直売所の高機能化（体験農園の併設等）や農家レストラン、観光農園、農家民宿等の農村ビジネスへの支援
- ・佐賀の農村のファンづくりのための、佐賀の農作物や農業、農村に関する情報の発信やPR
- ・農村部への交流人口の拡大を図るための、福岡都市圏の消費者等に対するグリーン・ツーリズムの働きかけ

《農業・農村の維持と保全》

- ・水路や農道等の維持・保全を図るための地域ぐるみの共同活動を支援する多面的機能支払制度の活用促進
- ・中山間地域等の条件不利地域で農業生産を維持するための、中山間地域等直接支払制度の活用促進や、中山間地域における担い手の確保
- ・快適で安全・安心な農村環境づくりのための、集落内道路や集落内水路等の農村環境の整備
- ・イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害等を軽減するための、集落に近づけない「棲み分け対策」や、ワイヤーメッシュ柵の整備等の「侵入防止対策」、生息密度を下げる「捕獲対策」の推進

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
県内の「道の駅（現在8カ所）」等の主要農産物直売所への来場者数	万人	265 (H25)	266	268	270	273	275
多面的機能支払制度と中山間地域等直接支払制度の取組面積	ha	43,716	43,000 程度	43,000 程度	43,000 程度	43,000 程度	43,000 程度
有害鳥獣による農作物被害額	億円	2.0 (H25)	1.9	1.8	1.7	1.5	1.4

(9) 活力ある水産業の展開 [総合計画 P3-131、第3章4(4)①より]

【取組方針】

- 漁業経営の安定が図られるように、儲かる漁業を推進します。
- 担い手の確保・育成を推進します。
- 漁業地域の中核である漁協の経営基盤の強化を支援します。
- 安全で効率的な漁港施設の整備を推進します。
- 漁場機能の改善や水産資源の回復、養殖業の振興を図ります。

[具体的な施策]

《儲かる漁業の推進》

- ・ 地域資源を活用した水産物の付加価値向上や経営の多角化による地域の中核となるような新たな儲かる漁業の取組支援
- ・ 販路の開拓やブランド力の向上、魅力ある加工品づくりに対する支援
- ・ 生産コストの低減、就労環境の改善のための共同利用施設などの整備支援
- ・ 燃油高騰に対する国の支援事業（漁業経営セーフティネット構築事業）の活用推進

《担い手の確保・育成》

- ・ 漁業後継者の経営力・技術力の向上に向けた高等水産講習所における漁業経営や技術に関する研修の充実
- ・ 新規学卒やUJI ターンなどの新規就業者の確保に向けて、県内における受け皿づくりの整備推進
- ・ 国の支援事業（青年就業準備給付金、就業・定着促進支援等）の活用推進

《漁協の経営基盤の強化》

- ・ 漁業協同組合の基盤強化や漁業振興事業への支援、漁協運営に関する指導

《漁港施設の整備》

- ・ 安全で効率的な漁業活動を行うための漁港施設(物揚場^(※)、浮棧橋^(※)、泊地^(※)等)の整備推進
- ・ 漁港施設に関する機能保全計画の策定と機能保全対策の実施
- ・ 漁港漁村における防災減災対策の実施

《漁場改善、資源回復、養殖業の振興》

- ・ 漁業者自ら行う環境保全の取組と連携した藻場機能の回復のための取組
- ・ 海底耕耘^(※)や作濡^(※)、貝殻散布耕耘^(※)などの貝類資源を回復させるための取組
- ・ 海域特性に適応した養殖魚種の開発や、養殖コストの削減などの試験研究の推進
- ・ 養殖ノリの色落ち^(※)被害対策や、貝類資源の回復に向けた技術開発の推進

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
新たに経営の多角化 ^(※) に取り組む件数	件	5	4	4	4	4	4
玄海地区の新規漁業就業者数	人	10	10	10	10	10	10
玄海における磯根資源(ウニ、アワビ、サザエ)の漁獲量	トン	214	232	238	244	250	256

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
ノリ養殖生産額	全国順位	1	1	1	1	1	1
有明海における貝類の漁獲量（暦年）	トン	2,200	2,920	3,280	3,640	4,000	4,360

※経営の多角化

漁業者が生産や漁獲以外の販売や加工なども行うことで経営の柱を1本だけでなく複数もつことにより収益の向上や経営の安定化を目指す経営形態。

※色落ち

植物プランクトンの増殖に伴い海水中の栄養分が不足して、養殖ノリが退色し品質が著しく低下する現象。

※物揚場（ものあげば）

船舶を接岸して貨物の積卸しや乗降ができる施設。

※泊地（はくち）

船舶が安全に停泊するための水域のこと。

※浮棧橋（うきさんばし）

船舶を接岸して貨物の積卸しや乗降ができる施設のうち、潮位の干満差により生じる海面の高さの変化に影響されないように水上に箱状の浮体を浮かべ陸域に連結したもの。

※海底耕耘（かいていこううん）

漁船などで、鉄製のカギ爪を引き回して海底を耕す底質改善手法の一つ。

※作濡（さくれい）

浅い砂泥域に濡を掘ることにより、周辺の水の流れを促進させ、海水交換を活発にし、底質に浮泥が堆積することを防ぐようにする技術。

※貝殻散布耕耘（かいがらさんぷこううん）

細かく砕いた貝殻を海底に散布して、底泥に混ぜ込むことにより、底質を改善し、タイラギ稚貝の着底を促進させる技術。

(10) 障害者の就労支援 [総合計画 P3-116、第3章4(1)②より]

【取組方針】

- 就労移行支援事業所^(※)及び就労継続支援A型事業所^(※)の利用者情報を活用するなど、ハローワークなどの支援機関と積極的なチーム支援を行い、就労移行を推進します。
- 障害者就労支援コーディネーター等が、ハローワーク等就労支援機関と連携し、福祉施設利用者や社会的弱者の就労支援を推進します。
- 各種支援策を活用して精神障害者の雇用を促進します。
- 就職した精神障害者の職場への定着を支援します。
- 工賃向上支援計画のこれまでの取組を踏まえ、引き続き、工賃向上の支援に取り組みます。

[具体的な施策]

- ・ 就労移行支援事業所及び就労継続支援A型事業所に対する実地指導による指導・助言の実施
- ・ 就労移行支援事業所及び就労継続支援A型事業所の利用者の情報のとりまとめ
- ・ 就労移行支援事業所及び就労継続支援A型事業所の利用者に対するチーム支援の積極的な実施

- ・ 障害者就労支援コーディネーターによる企業や施設等への訪問、ハローワークへの求人情報の提供等
- ・ 県の職業紹介を活用した職業相談から職業紹介までのワンストップの就労支援
- ・ 障害者の就労支援の現場における ICT^(※) の利活用の推進
- ・ 法定雇用率未達成事業所へのハローワークとの同行訪問及び情報共有
- ・ レッツ・チャレンジ雇用事業^(※) による支援
- ・ 精神障害者に対するチーム支援の積極的な実施
- ・ 障害者就業・生活支援センターによる精神障害者に対する職場定着支援の実施
- ・ 優先調達推進のための設備整備事業の実施
- ・ 障害者施設に対する収益性の向上、販路拡大のための支援
- ・ 共同受注支援窓口^(※) の設置及び受注支援コーディネーターの配置による受注支援
- ・ 障害者優先調達推進法^(※) の調達方針に基づく受注の推進

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
施設から一般就労に移行した人数	人	75 (H25)	89 (H26)	103 (H27)	117 (H28)	131 (H29)	131 (H30)
法定雇用率 ^(※) 達成企業の割合	%	66.4	67.2	68.0	68.8	68.8	68.8
就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合	割	3.3 (H25)	3.8 (H26)	4.2 (H27)	4.6 (H28)	5.0 (H29)	5.0 (H30)
障害者就労支援コーディネーターが就職につなげた件数	件	41	48	55	62	70	77
精神障害者の雇用者数	人	139	190	240	290	340	390
精神障害者の就職者数	人	252	324	364	404	444	444
障害者就業・生活支援センター ^(※) による新規就職した精神障害者の半年後の定着率	%	56.7 (H25)	64.7	68.7	72.7	75.0	75.0
就労継続支援B型 ^(※) 等の平均月額工賃	円	17,065	18,605	19,491	20,377	21,263	22,149
県から障害者施設等への発注額	千円	33,925	56,000	65,000	74,000	82,000	82,000

※法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体等が、その常用雇用労働者に対して雇用することが義務づけられている障害者の割合。平成30年3月末までの法定雇用率は、民間企業は2.0%、国・地方公共団体・独立行政法人等は2.3%、都道府県等の教育委員会は2.2%。

法定雇用率は、予め定められた算定式により算出され、現在は身体障害者及び知的障害者が算定式の対象となっているが、平成30年4月から精神障害者が追加される（精神障害者は現在算定式の対象ではないが、各民

間企業等が障害者雇用率を算定する際には障害者数に算入することができる。

※就労移行支援事業所

一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動の支援等を行う事業所。

※就労継続支援 A 型事業所

一般企業で就労することが困難な障害者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練や職場実習を行い、また、訓練などを通じて、一般就労に必要な知識や能力が高まった場合は一般就労に向けた支援を行う事業所。

※ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

※レッツ・チャレンジ雇用事業

就労意欲があっても様々な要因により就労に至っていない障害者や難病患者等に対し、就労先の開拓と併せて、研修付きの雇用の場を提供することにより就労を促進する県独自の事業。

※障害者就業・生活支援センター

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、身近な地域において相談・支援を行っている機関。

※共同受注支援窓口

障害者就労施設等が提供する物品やサービスについて、官公庁・企業と施設等との受発注の仲介など、受発注が円滑に行えるよう調整・支援を行っている窓口。

※障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律（平成 25 年 4 月 1 日施行）。都道府県等は、毎年度、物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表することになっている。

※就労継続支援 B 型事業所

一般企業や就労継続支援 A 型事業所での就労が困難な障害者等に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。

(11) 農業生産を支える生産基盤づくり [総合計画 P3-127、第 3 章 4 (2)④より]

【取組方針】

- 農業用水の安定的な確保を推進します。
- 農作物の生産性の向上に資する農地の整備を行います。

[具体的な施策]

- ・ 農業用水の確保に必要な用水路、揚水機場など農業水利施設の整備
- ・ 農地集積に必要な農地の区画整理や暗渠排水等の営農条件の整備
- ・ 法面崩壊により機能低下した農業用排水路の整備
- ・ 生産基盤整備に係る農家負担の軽減

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
農業用水施設の整備により配水可能となる面積	% (ha)	22 (332)	31 (473)	41 (611)	50 (748)	60 (901)	73 (1,105)
ほ場整備の整備面積	% (ha)	9 (19)	21 (43)	33 (68)	45 (92)	57 (117)	69 (142)

(12) 森林資源の循環利用の推進 [総合計画 P3-129、第3章4(3)①より]

【取組方針】

- 主伐から植林までの一貫作業システムの導入などにより、県産木材の生産拡大を推進します。
- 住宅の木造化や間伐材の利用などにより、県産木材の需要拡大を推進します。
- しいたけやたけのこなどの特用林産物の生産拡大を図ります。

[具体的な施策]

〈県産木材の生産拡大〉

- ・ 森林所有者等に対する森林地理情報システムを活用した情報提供や森林経営計画^(※)の作成支援
- ・ 森林施業の集約化^(※)や路網の整備、高性能林業機械、コンテナ苗^(※)や次世代精英樹^(※)、一貫作業システムの導入等による木材生産コスト及び育林コストの低減
- ・ 主伐後の再造林や低質材の搬出に対する支援による主伐及び搬出間伐の促進
- ・ 森林施業の集約化を行う森林施業プランナーや森林作業道の整備を行うオペレーター等林業担い手の育成

〈県産木材の需要拡大〉

- ・ 品質、価格の安定した製材品供給のための人工乾燥木材及び天然乾燥木材の生産体制の強化
- ・ 製材品の規格統一化や製材工場のネットワーク構築への支援
- ・ 民間住宅や公共的施設等の木造化に対する支援
- ・ クリーク護岸整備への間伐材等の利用推進
- ・ ムクボード^(※)、木質バイオマス燃料等の新たな分野への利用推進

〈特用林産物の生産拡大〉

- ・ しいたけ、たけのこ、さかきなどの特用林産物の生産に必要な機械・施設等の整備に対する支援
- ・ 生産者の育成・確保のための研修会等の実施

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
県産木材の生産量	千m ³	150	156	162	168	174	180
主伐等において低コスト生産体制づくりに取り組む林業事業者数	事業者	—	2	6	10	10	10
県産木材の消費量	千m ³	70	75	80	86	92	98
「佐賀県産木材」地産地消の応援団 ^(※) のうち大工・工務店の登録数	社	23	30	45	60	70	75
クリークの護岸整備による間伐材等の利用量	千m ³	34.5	45.3	56.1	66.9	77.7	89.7

※森林経営計画

森林所有者や森林経営の委託を受けた者が立てる伐採、植林、保育（下刈り、間伐等）等の5年間の計画。

※森林施業の集約化

隣接する複数の森林所有者の林地をとりまとめて一体的に間伐等を実施すること。

※コンテナ苗

コンテナ容器を使って育てた根鉢（土）付きの苗木。

※次世代精英樹

従来品種より成長や強度が優れ、地球温暖化防止や花粉症対策にも有効な次世代のスギ・ヒノキの優良品種。

※ムクボード

住宅の床や壁などに使用されるスギ又はヒノキの板を接着させたボード。

※「佐賀県産木材」地産地消の応援団

県内の丸太生産者や製材工場、家具・建具製造工場、木材店、大工・工務店、建築士、企業等から成り、県産木材の積極的なPRや需要拡大を進める団体。

(13) 伝統的地場産業の振興 【総合計画 P3-144、第3章4(5)⑤より】

【取組方針】

- 伊万里・有田焼産地や唐津焼産地、諸富家具産地等において、ユニバーサルデザイン^(※)の視点を含め、産地ならではの高い技術・デザインなどを活用した新製品の開発と海外を含む販路拡大、ICT^(※)などを活用した販売促進や産地ブランドの情報発信の取組を支援します。
- 有田焼創業400年（2016年）を機に、伊万里・有田焼の伝統を次世代に引き継ぐとともに、次の100年に向けた新たな発展につなげていくため、国内外でのブランディングと市場開拓に重点を置いた、有田焼創業400年事業に取り組みます。
- 有田焼創業400年事業終了後は、その成果を引き継ぐとともに、更に発展させるための新たな取組を実施します。
- 有田焼創業400年を機に、本県窯業の振興を図るため、佐賀大学との連携による有田窯業大学の4年制大学化に取り組むとともに、伊万里・有田焼などの窯業技術者を育成します。
- 東京オリンピック・パラリンピック（2020年）開催に向け、伊万里・有田焼などの特徴を広く紹介し、その活用に向け取り組みます。
- 国・県指定伝統的地場産品の認知度を高めるため、情報発信に取り組みます。
- 地域や市町と連携し、国内外から多くの人々が訪れたいくなるような空間づくりなどに取り組みます。

【具体的な施策】

- ・商品開発や販路開拓の支援
- ・ICTなどを活用した販売促進や情報発信の支援
- ・有田焼創業400年事業の実施（「市場開拓」「産業基盤整備」「情報発信」の3つの柱による事業の実施、地元市町が主体となって取り組む事業の支援）
- ・ポスト有田焼創業400年事業の実施（世界ブランド化に向けた事業等の実施）
- ・有田窯業大学の佐賀大学（有田キャンパス）への移行
- ・伝統技術の継承と後継者育成等を目的とした「窯業人材育成事業」の実施
- ・東京オリンピック・パラリンピックでの伝統的地場産品の活用に係る関係機関への提案
- ・ICTなどを活用した国・県指定伝統的地場産品の情報発信

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
伊万里・有田焼産地の売上高（暦年）	億円	42.0 (H25)	47.0	48.3	50.0	51.0	52.5
伊万里・有田焼産地の輸出額（暦年）	億円	0.5 (H25)	1.5	2.0	2.7	3.5	4.7

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
諸富家具の売上高	億円	72.7 (H25)	75.5	77	78.5	80	81.5

※ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害等の身体的能力、言葉や文化の違いにかかわらず、すべての人にとって、できるだけ利用可能であるように、最初から考えて、製品・建物・環境・サービス・制度などを設計・計画するという考え方。

※ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

(14) エネルギー政策の推進 [総合計画 P3-146、第 3 章 4 (6)①より]

【取組方針】

- 国内唯一の海洋エネルギーの研究開発機関である佐賀大学海洋エネルギー研究センターと実証フィールドが近いという全国唯一の地域特性を活かし、この地域を海洋再生可能エネルギー^(※)の中核拠点として、海洋再生可能エネルギー産業の創出、地域活性化の佐賀モデル^(※)の実現を目指します。
- 小水力などの再生可能エネルギーの普及に向け、県内事業者の参画を促進します。
- 県内企業と試験研究機関等による水素・燃料電池関連分野の個別研究会を組織し、研究開発を推進することで、県内企業の技術の高付加価値化を進め、水素・燃料電池関連分野への県内企業の進出を後押しします。

[具体的な施策]

- ・実証フィールドの運営管理体制の整備や所要設備の整備促進
- ・大学研究者や事業者への実証フィールド誘致 PR 活動
- ・海洋再生可能エネルギーの実用化に向けた国への提案活動
- ・海洋再生可能エネルギー産業の創出、地域活性化
- ・海洋再生可能エネルギー関連事業者の県内誘致
- ・海洋再生可能エネルギーの普及啓発
- ・佐賀県再生可能エネルギーマップの作成・事業者への情報発信
- ・小水力発電関連産業に関わる県内事業者と地域とのマッチング支援
- ・小水力発電関連産業に関わる県内事業者の参画による県内での導入促進
- ・水素・燃料電池関連分野への県内企業の進出支援
- ・水素・燃料電池関連分野の実証研究誘致

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現 状	目 標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
実証フィールド ^(※) に関わる事業者数	者	0	10	20	30	40	50
小水力発電関連産業に関わる県内事業者数	者	2	4				
大手企業等とのマッチング件数又は県内企業が参画した研究開発件数(水素・燃料電池関連分野)	件	0	4				

※海洋再生可能エネルギー

洋上風力、波力、潮流、海流、海洋温度差による再生可能な運動エネルギーを利用した発電方式。

※国の実証フィールド

平成 26 年 7 月、国が海洋再生可能エネルギー発電装置の性能や耐久性・安全評価を実海域で実証する海域として、4 県 6 海域を選定。

※佐賀モデル

実証フィールドを起点に漁業、製造業（造船）、建設業、視察等による観光産業など地域の産業の活性化が進み、地域が潤うイメージを総称したもの。実証フィールドの誘致を目指すため、有識者で構成する協議会で策定し、国へ申請した「佐賀県プラン」で命名。

(15) 県産品の国内での新たな販路開拓による販売促進 【総合計画 P3-149、第 3 章 4 (7)①より】

【取組方針】

- 大都市圏の百貨店やスーパー等で継続的に県産品を取り扱ってもらえるよう、ブランド力の向上と更なる販路の開拓・拡大・定着に向けた支援を行います。
- 今後の伸長が期待できるインターネット取引や共同購入、カタログ販売に代表される非店舗での販売や市場外での取引、さらには加工・業務用需要への対応等を新たな販路と考え、県内事業者の進出を支援します。
- 消費者に選ばれる商品を開発するため、専門家によるアドバイスやテストマーケティングの場を提供し、自立する事業者を育成します。
- 県産加工食品における県産農林水産物活用を促進するための課題把握とその解決に努めます。
- 魅力的な商品の開発・販売の支援を検討します。

【具体的な施策】

- ・「佐賀牛」、「さがびより」、「佐賀海苔」等のブランド力の向上
- ・テレビや新聞等のマスメディア、ICT^(※)などを活用した露出度の高い情報の発信
- ・食品卸売企業と連携した販売先の開拓や情報収集など営業活動の支援
- ・商談会やフェアの開催、全国見本市への出展等
- ・県産品のブランド展開の方策の検討、展開
- ・非店舗分野（インターネット取引・共同購入・カタログ販売等）及び加工・業務用分野との商談機会の創造
- ・セミナーや個別相談会の開催
- ・テストマーケティングの場の創出
- ・県内食品加工業の実態調査
- ・地場ニーズの生産現場へのフィードバックと必要な供給体制の検討
- ・既存商品等の磨き上げ・販売展開の支援の検討

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
スーパー・百貨店等で継続的に取引される県産加工食品数 ^(※) （新規分）	品目	636	600	600	600	600	600
スーパー・百貨店等で継続的に取引される県内事業者数（新規分）	社	1	1	1	1	1	1

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
市場平均単価に対する県産和牛の単価の割合	%	107	108	109	110	112	112
市場平均単価に対する県産いちごの単価の割合	%	99	100	101	102	104	105

※ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

※スーパー・百貨店等で継続的に取引される県産加工食品数

加工食品の各品目×スーパー・百貨店等の導入数の合計。

(16) 県産品の輸出促進 [総合計画 P3-151、第3章4(7)②より]

【取組方針】

- 県内事業者・生産者の輸出機運の醸成を図るとともに、知的財産の保護や、輸出先国が設定した衛生管理基準等を満たすことができるよう支援するなど輸出環境を整備し、輸出意欲の高い農業団体や食品事業者への支援の強化に取り組みます。
- ビジネスのキーパーソンとなり得る人との新たなつながりを発掘するなどして、信頼できる輸出ルート of 構築に取り組みます。
- 既に商流が構築され、本県ブランドが定着している国に対しては、効果的な営業活動やプロモーションを実施し、一層の販路拡大に取り組みます。
- 新たに輸出を開始する国に対しては、まずは認知度の向上が必要であることから、国の戦略と連動して「ジャパンプランド」でのPR活動に取り組みます。

[具体的な施策]

- ・ 生産者の海外フェア参加、取扱店への訪問
- ・ JETRO（日本貿易振興機構）等と連携した輸出促進セミナーの開催
- ・ 事業者等への巡回や相談対応
- ・ 佐賀県食肉センターの再整備などによる輸出先国が設定した基準等への適合化
- ・ 国や関係機関と連携した海外における地域商標等の保護
- ・ 輸出促進体制の強化、整備
- ・ 海外市場開拓調査
- ・ 産地PR、海外バイヤー招聘
- ・ 海外の輸入卸売業者や海外事務所と連携した海外販売促進活動
- ・ 国が設ける品目別輸出団体との連携
- ・ 事業者が取り組む市場調査、パッケージ開発、見本市等への出展などに対する支援

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
事業者等の輸出に向けた取組件数	件	85	95	105	115	125	130
県産品を取扱う海外輸入業者数	社	24	27	30	33	36	38

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
主要品目別の輸出量等							
牛肉 (出荷頭数に占める 輸出頭数の割合)	%	4.5	5.1	5.7	6.3	7.0	7.5
青果物 (輸出量)	t	11.4	13.6	15.8	17.9	20.0	21.5
加工食品 (輸出事業者数)	社	18	21	24	27	30	32
日本酒 (輸出事業者数)	社	7	9	11	13	15	16

(17) 佐賀県の魅力創出・発信 [総合計画 P3-153、第3章4(8)①より]

【取組方針】

- 佐賀県の本物、価値ある素材・資源を磨き上げることで、県内外から評価される、“魅力あるプロトタイプ^(※)”を創出します。
- 佐賀県内に、全国での佐賀県の魅力への評価の声や評価獲得方法をフィードバックすることで、佐賀県の地域の魅力を更に磨き上げ、佐賀県の今後の地域活性に寄与します。

[具体的な施策]

- ・ コラボプロジェクトによる“魅力あるプロトタイプ”づくり（商品開発、サービス開発など）
- ・ 佐賀県内へのフィードバックによる地域活性への寄与（佐賀県内でのイベント、報告会など）

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
魅力あるプロトタイプの数	個	—	4	4	4	4	4
コラボプロジェクト ^(※) に関わった県内企業の数	社	55	60	60	60	60	60

※プロトタイプ

コラボプロジェクトにより生み出された将来的に地域活性につながる最初のモデル。

※コラボプロジェクト

佐賀県の本物、本質的に価値のある素材・資源を磨き上げるために、世の中の流行やターゲットとなる生活者の市場状況を熟知する企業・ブランド等の外部視点を入れ、コラボレーション（共同開発）していくプロジェクト。

(18) 港湾の利活用及び整備・保全の推進 [総合計画 P3-181、第3章6(2)⑥より]

【取組方針】

《伊万里港》

- 官民一体となったポートセールス^(※)を推進し、取扱貨物量の増加を図ります。
- コンテナ貨物の輸出入バランスの改善を図ります。
- 台湾やASEAN等既存航路では十分なサービスが提供できない地域における航路の拡大を目指します。
- 直轄事業である航路・泊地と臨港道路の整備が促進されるよう関係者へ働きかけます。
- 施設設備の更新に際し、荷役の効率化や安全性等の向上、コンテナの蔵置能力を高めるため、官民連携してコンテナヤードの整備に取り組みます。
- 工業用地等として、背後地に新たな産業を誘致するため、浦ノ崎地区廃棄物処理用地の埋立整備促進に取り組みます。

《唐津港》

- 妙見地区においては、外国貿易の中継基地としての活用を図ります。
- 直轄事業である東港地区の耐震強化岸壁と航路・泊地の整備が促進されるよう関係者へ働きかけます。
- 耐震強化岸壁整備にあわせ、新たな貨物の取扱いに必要となるヤードを整備して港勢の拡大を図るとともに、クルーズ船の寄港による観光拠点の形成や震災等の災害時における緊急物資輸送の機能確保等を図るため、東港地区の整備に取り組みます。

[具体的な施策]

《伊万里港》

- ・ポートセミナー^(※)、出前講座の実施
- ・輸出入バランス改善のための取組
(インセンティブの活用、県内輸出企業への働きかけの強化)
- ・新規航路の誘致や既存航路の複数便化のための取組
(インセンティブ^(※)の活用、貨物調査、船社へのセールス)
- ・七ツ島北航路・泊地、臨港道路七ツ島線の整備 (国)
- ・トランスファークレーン^(※)対応のヤード整備
- ・浦ノ崎地区の整備

《唐津港》

- ・ガム向け輸出、輸入貨物の検討、現地ゼネコンへのセールス
- ・耐震強化岸壁、航路泊地の整備推進 (国)
- ・需要を踏まえたふ頭用地、上屋の整備

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
伊万里港コンテナ貨物取扱量 (20フィートコンテナ換算) (暦年)	個数	31,651	33,000	35,000	37,000	40,000	43,000
伊万里港国際定期コンテナ航路数	航路数	4	4	4	4	5	5
唐津港妙見ふ頭の貨物取扱量 (暦年)	千トン	399	430	460	500	510	520

※ポートセールス

佐賀県が管理・運営する港湾の利用促進を通じて地域経済の活性化を図るため、船会社や荷主企業等を対象に、航路の誘致や貿易貨物の集荷等、港湾の利用を働きかけるセールス活動のこと。

※ポートセミナー

伊万里港のインフラの整備状況、利用状況及び特徴等を船社や荷主、物流企業等に広く紹介することにより、伊万里港の認知度を向上させ、利用を働きかけるためのセミナー。

※インセンティブ

県内港湾の利用を動機づけるための補助制度。

※トランスファークレーン

コンテナヤードにおいてコンテナの荷役作業に使用される門型（橋形）のクレーン。

《基本目標②》 **本物を磨き、ひとが集う佐賀**

(1) 産業を支える人材の確保と就職支援 [総合計画 P3-113、第3章4(1)①より]

【取組方針】

- 高校生や大学生等（県外進学者を含む。）の県内就職を促進し、若者の県内定着を図ります。

[具体的な施策]

- ・ 高校生等の技術向上支援の強化（産業界との連携による佐賀マイスター^(※)や高度熟練技能者等の積極的活用）

【重要業績評価指標 (KPI)】 ※再掲

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
県内高校生の県内就職者数	人	1,658	1,658	1,658	1,658	1,658	1,658

※佐賀マイスター

熟練技能者に対する社会的評価を高めるとともに、技能を尊重する社会的気運の醸成と後継者の育成を図ることを目的とした佐賀マイスター制度において認定された高度に熟練した技能者。

(2) 自発の地域づくりの推進 [総合計画 P3-165、第3章6(1)①より ※指標除く]

【取組方針】

- 移住希望者が移住の決断をスムーズに行うことができるよう、ワンストップで仕事や住まい等の移住関連情報を提供するとともに、相談者に対する支援を行う体制を整備し、きめ細かな支援を行います。

[具体的な施策]

- ・ 移住に関するワンストップ相談窓口を設置し、移住相談へのきめ細かな対応

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
他都道府県からの移住者	人	—	100	150	200	200	200

(3) 高等教育機関等の充実 [総合計画 P3-56、第3章2(2)⑦より]

【取組方針】

- 高等教育機関等の充実を図り、県内高等教育機関等への進学者を増やします。

[具体的な施策]

- ・ 佐賀大学芸術地域デザイン学部（仮称）の実現（県立有田窯業大学校の4年制大学化）
- ・ 県内高等教育機関等への進学者を増やす取組の検討・実施
- ・ 高等教育機関等の設置・誘致（支援策を含む。）の検討

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
自県大学進学率 ^(※)	%	15.1	15.1	15.1	16.4	17.6	18.9

※自県大学進学率

県内の高等学校を卒業して4年制大学に進学した者のうち県内の4年制大学に進学した者の割合。

(4) 観光客の誘致促進 [総合計画 P3-163、第3章5(3)①より]

【取組方針】

- 歴史ある佐賀ならではの「本物」の観光資源を発掘・磨き上げ、観光客を呼べる観光企画・商品を作り出す「訪れるべき価値の創出」と、そのために必要となる DMO^(※) の設立等地域における観光の担い手育成などを図ります。
- 本県を訪れた観光客のリピート意向率 100%を目指し、多言語対応や Wi-Fi 環境の整備、宿泊施設等のユニバーサルデザイン^(※) 化、おもてなし気運の醸成など、だれもが県内を観光しやすい「おもてなし環境の充実」を図ります。
- 佐賀県の認知度を高め誘客につなげるために、各国・地域の特性に応じたプロモーション等を行うとともに、特定のファン層への集中的な発信を行うなど、伝えるべき相手に焦点を絞った「情報発信」に取り組みます。
- スポーツツーリズム^(※)、文化・ライブツーリズム^(※)、グリーン・ツーリズム^(※)、国際会議等の MICE^(※) の誘致など、多様な取組を進め、情報を発信していきます。

[具体的な施策]

- ・「食」など観光資源の発掘・磨き上げ支援
- ・地域における「観光の担い手」育成支援
- ・多言語コールセンター、多言語観光アプリの運営・充実化
- ・観光、宿泊施設や飲食店での多言語標記の推進
- ・Wi-Fi 整備等、外国人観光客にやさしい通信環境の整備推進
- ・ユニバーサルデザイン対応（支援スキームの検討・支援等）
- ・おもてなし気運の醸成（マナー向上研修、啓発等）
- ・免税店開設支援
- ・コンベンション助成や市町連携等の MICE 対応
- ・2次交通や地域内移動手段の充実
- ・海外プロモーション（ファムトリップ^(※)、旅行会社とのタイアップ、商談会等）
- ・首都圏、関西地方及び九州域内におけるプロモーション
- ・既存コンテンツとのタイアップによるプロモーション
- ・WEB キャンペーン（ネット予約サイト）
- ・佐賀空港を利用した、県内宿泊及びレンタカー利用プランに対する支援
- ・スポーツツーリズム、文化・ライブツーリズム、グリーン・ツーリズム、国際会議等の MICE 等、多様な視点からの取組・情報発信

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
外国人延べ宿泊数 (宿泊観光客数)	千人泊	91	140	172	183	195	208
日本人延べ宿泊数 (宿泊観光客数)	千人泊	2747	2,774	2,801	2,829	2,857	2,885

※ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害等の身体的能力、言葉や文化の違いにかかわらず、すべての人にとって、できるだけ利用可能であるように、最初から考えて、製品・建物・環境・サービス・制度などを設計・計画するという考え方。

※スポーツツーリズム

スポーツ大会への参加やスポーツ観戦、スポーツキャンプや強化合宿など、スポーツを通じて交流人口の拡大

や地域経済への波及効果などを目指す取組。

※文化・ライブツーリズム

地域文化体験のほか、芸術・音楽鑑賞等と開催地周辺の観光とを融合させるなど、文化を通じて交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取組。

※グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

※MICE

企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (Incentive Travel)、国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称。

※ファムトリップ

観光地などの誘客促進のため、旅行事業者等を対象に現地視察をしてもらうツアー。

※DMO

※観光地域づくりの推進主体であり、Destination Marketing/Management Organization の略

(5) 佐賀県の魅力創出・発信 [総合計画 P3-153、第3章4(8)①より]

【取組方針】

- 創出した“魅力あるプロトタイプ^(※)”を、メディア等を通じて全国に発信することで、佐賀県の魅力への評価を獲得します。
- 佐賀県の魅力発信の成果について調査・分析し、ターゲット、手法等について見直しを図ります。

[具体的な施策]

- ・世の中への“魅力あるプロトタイプ”の発信と評価の獲得 (PR イベント、ショップなど)
- ・全国に発信できる在京メディアでの露出を狙った首都圏広報の実施
- ・“残る”“検索される”“拡散される”ための WEB を活用した広報の実施

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
佐賀県が取り組んだ コラボプロジェクト ^(※) や創出したプロト タイプの広告換算額 ^(※)	億円	21	21	21	21	21	21

※プロトタイプ

コラボプロジェクトにより生み出された将来的に地域活性につながる最初のモデル。

※コラボプロジェクト

佐賀県の本物、本質的に価値のある素材・資源を磨き上げるために、世の中の流行やターゲットとなる生活者の市場状況を熟知する企業・ブランド等の外部視点を入れ、コラボレーション(共同開発)していくプロジェクト。

※広告換算額

広報活動の結果、掲載された記事や映像を広告として出稿した場合の経済的価値に換算したもの。

(6) 多彩な文化芸術の振興 [総合計画 P3-155 第3章5(1)①より]

【取組方針】

- 文化芸術に親しむ人の裾野を広げるとともに、取り組む層を厚くするため、多彩な文化芸術を楽しむことができる環境や、理解を深めるための機会の充実・拡充に取り組みます。

- 展覧会の開催や各種コンサートの誘致による“ライブツーリズム^(※)”を促進します。
- 小・中学校、高等学校の学校教育や公民館等の社会教育の中で、文化体験・鑑賞教室などによる文化芸術に理解を深める機会を充実するとともに、文化芸術活動の発表の場を設けます。
- 誰もが、いつでも文化芸術に関する情報が収集できるよう情報発信に努めます。
- 佐賀県の特色ある歴史や文化への理解を深められるよう、県立博物館等施設の展示運営の充実や来館者サービスの向上などに取り組みます。
- 気軽に文化芸術を鑑賞し、心地よい集いの空間となるよう県立博物館等施設の在り方や施設整備の方向性について検討します。
- 障害のある人も参加しやすい文化芸術イベントやワークショップの開催を通して、文化芸術に親しむ障害者が増えるよう取り組みます。

[具体的な施策]

- ・ 県立博物館等施設において民間の資金やノウハウを積極的に活用した魅力ある企画展の開催
- ・ 展覧会等と併せた関連イベントの実施
- ・ マンガ、アニメーション、CG アートに代表されるメディア芸術に触れる機会の創出や自らも体験できるワークショップの開催
- ・ 県内外から多くの来場者を呼べる演奏会、舞台芸術、展覧会の開催又は誘致
- ・ 県立博物館等施設の学芸員等の人材育成と展示内容の充実、調査・研究及び教育普及
- ・ 文化芸術の分野において第一線で活躍している佐賀ゆかりの人物に光をあてた情報の発信
- ・ プロを目指す若手芸術家の育成支援
- ・ 地域や学校等での文化体験・鑑賞プログラムの実施
- ・ 全国高等学校総合文化祭佐賀大会（平成 31 年）へ向けた高校生の文化芸術活動の支援
- ・ ホームページや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を効果的に活用した文化芸術情報の発信
- ・ 県立博物館等施設の入館料無料を活用した学校利用の促進
- ・ 耐震化等の課題がある県立博物館等について、求められる機能を踏まえた今後の施設整備の方向性の検討
- ・ 吉野ヶ里遺跡の展示機能等の在り方の検討
- ・ 「バラエティ・アート・フェスタ^(※)（バリアフリー映画祭、障害者作品展、アート系ワークショップ、支援者対象のセミナー 等）の開催
- ・ 障害のある人が文化芸術に取り組むことができる環境整備の推進（支援者ネットワークや相談体制の整備等）

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
県立博物館等施設の来館者数	人	748,265	750,000	800,000	900,000	1,000,000	1,000,000

※ライブツーリズム

芸術鑑賞者や音楽鑑賞者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取組。

※バラエティ・アート・フェスタ

障害のある人もない人も、あらゆる世代の誰もが、ともに楽しめるイベントの名称。

(7) 特色ある地域文化の保存・継承と魅力発信 [総合計画 P3-157、第3章5(1)②より]

【取組方針】

- 文化的・歴史的資産の調査・研究、管理・保存及び民族芸能、伝統工芸等の伝統文化の継承に取り組みます。
- 世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である三重津海軍所跡の内容・価値を分かりやすく紹介し、来訪者の増加及び満足度向上につなげるよう、活用を進めます。
- 佐賀県を舞台にした映画、ドラマのロケや小説、マンガ等の制作を誘致します。

[具体的な施策]

- ・文化財の調査・研究及び保存整備等の推進
- ・吉野ヶ里遺跡や名護屋城跡などの特別史跡の調査・研究および保存整備・活用
- ・民俗芸能や伝統工芸等の伝統文化を次世代へつなぐ取組への支援（民俗芸能の意義や迫力・魅力を凝縮した番組を制作・PR、佐賀錦後継者育成のための大学と連携した取組）
- ・県立博物館等施設において、佐賀県ゆかりの優れた美術作品や貴重な歴史的資料、伝統的技法による作品等を調査・研究し、展覧会等を通じて広く紹介
- ・三重津海軍所跡のPR・誘客対策及び来訪者対策の実施
- ・佐賀県を舞台とした国内外の映画、ドラマの制作、県内ロケを誘致する活動の推進
- ・佐賀県を舞台にした小説やマンガ、アニメーション等の制作を誘致する活動の推進

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
三重津海軍所跡の来訪者数	人	60,848	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
ドラマ・映画のロケ誘致件数	作品	4	4	4	4	4	4

(8) 人と地域が元気になるスポーツの推進 [総合計画 P3-161、第3章5(2)②より]

【取組方針】

- スポーツを通じて、様々なアスリートやたくさんの方が佐賀県を訪れることで、おもてなしのレベルアップ、佐賀県の情報発信と魅力向上、地域の活性化につなげます。

[具体的な施策]

- ・トップレベルスポーツイベント等の誘致・開催支援
- ・スポーツキャンプ・合宿の誘致推進
- ・さが桜マラソンなど、参加型スポーツイベントの誘致・開催支援
- ・県外アスリート等の受入体制の整備
- ・プロスポーツを活用した佐賀県の情報発信 [

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
スポーツキャンプ・合宿の参加者数	人 (年間延)	8,253	8,500	9,000	9,500	10,000	10,500

(9) 医療提供体制の充実 [総合計画 P3-84、第3章3(3)①より]

【取組方針】

- 県薬剤師会と協力し、県外大学の薬学部進学者の県内就業に結び付ける取組等を実施することにより薬剤師不足を解消するとともに、高度な薬物療法に対応できるよう薬剤師の資質向上を図ります。

(具体的な施策)

- ・奨学金制度創設、復職支援事業等による薬剤師確保

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
奨学金制度を利用した薬学部卒業者の県内就業者数	人	—	—	—	—	10	10

(10) 佐賀空港の使いやすさの向上 [総合計画 P3-176、第3章6(2)③より]

【取組方針】

- 佐賀空港の愛称変更に取り組みます。
- 東アジア及び国内の新たな路線誘致に取り組みます。
- 既存路線（東京便・成田便・上海便・ソウル便）の増便に取り組みます。
- 国内外からの誘客に取り組みます。
- 夜間貨物便の利用促進に取り組みます。
- ビジネスジェット^(※)の誘致に取り組みます。
- 快適で使いやすい空港づくりに向けた機能強化に取り組みます。

[具体的な施策]

- ・「九州佐賀国際空港」という愛称使用の検討
- ・台湾をはじめとした東アジア地域の LCC^(※)等への誘致活動
- ・関西圏路線の開設に向けた国内の LCC 等への誘致活動
- ・データ利活用による効果的な営業・広報活動及びリムジンタクシー・レンタカーキャンペーン等のアクセス対策の充実
- ・夜間貨物便の運航会社と連携した運送事業者や荷主への営業活動
- ・ビジネスジェットの受入体制の更なる充実及び国内外での営業・広報活動並びに誘致活動
- ・旅客ビル、駐機場の機能強化の内容検討及び整備
- ・将来の就航先の拡大（東南アジア等）を見据えた滑走路の延長（2,500m 化）に向けた検討の開始

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
国際線の 路線数・便数	路線	2	3	4	4	4	5
	便/週	6	8	11	12	13	17
国内線の 路線数・便数	路線	2	2	2	3	3	3
	便/日	6	6	7	9	10	10

※LCC（ローコストキャリア）

格安航空会社のごとく、同一機種での運航などによる効率化の向上によって低い運航費用を実現し、低価格かつサービスが簡素化された航空輸送サービスを提供する航空会社のこと。

※ビジネスジェット

国内外を問わずグローバルに、かつ、個人の都合に合わせて目的地まで飛ぶことができる飛行機のこと。

(11) 九州新幹線の整備・活用 [総合計画 P3-178、第3章6(2)④より]

【取組方針】

- 早期開業を目指し、肥前山口～武雄温泉間の複線化や新鳥栖駅のアプローチ線に関する整備とともに、引き続き標準軌新線区間の整備も着実に進めます。
- フリーゲージトレイン^(※)の開発や開業前倒しの時期については、国に対して継続した要望活動を行うことや国の動向の情報収集に努め、県内では西九州ルートの開業後の姿について住民への周知に努めます。
- 西九州ルート開業までの残された期間が約7年となり、これまでの取組における成果や課題も踏まえ、充実・強化すべきこと、新たに実施すべきことなどを検討・整理しながら着実に取り組みます。
- 新幹線停車予定駅からの人の流れを拡大させるような広域的な観点による誘客促進に取り組みます。
- 新幹線開業を機に推進した県内産品のブランド化を更に推進するため、「新さがんもん^(※)」の魅力アップに取り組みます。
- 西九州ルートの開業に向けた更なる機運醸成を図るため、イベント等で県民が参加する仕掛けづくりや、県民が見聞きする機会を増やすなど、情報発信の強化を図ります。

[具体的な施策]

- ・ 肥前山口～武雄温泉間の複線化や新鳥栖駅のアプローチ線を含む西九州ルート of 整備促進
- ・ 政策提案等による要請活動、国の整備新幹線に係る情報収集及び住民への新幹線開業後の姿の周知
- ・ 新幹線を利用して佐賀県に来てもらう「きっかけ」づくりなど、「基本戦略」に基づく今後の具体的取組(内容)の検討・整理
- ・ 新幹線停車予定駅からの人の流れを拡大させるような広域的な観点による誘客促進の取組の実施
- ・ 県内産品を使った新たな商品開発など、地域経済への波及効果が期待できる取組の実施
- ・ 鉄道教室の開催など「新幹線さが未来づくり協議会^(※)」による情報発信の強化

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
西九州ルート(武雄温泉～長崎間)の事業進捗度 ^(※)	%	28	36	46	55	67	81
「基本戦略 ^(※) 」に基づく今後の具体的取組(内容)の検討・整理と実施		—	今後の具体的取組(内容)の検討・整理		今後の具体的取組(内容)の実施		
西九州ルート of 整備状況等の理解者数	人	1,350	1,800	2,400	3,300	4,500	4,500

※フリーゲージトレイン

車輪の幅を変えることで、幅の異なる線路を自由に行き来することができる車両。

※佐賀県新幹線活用基本戦略(基本戦略)

九州新幹線鹿児島ルート及び西九州ルート of 2つの新幹線が県内を通るというチャンスを最大限に活かすため、平成21年2月にまとめた新幹線活用の方向性等を示したもの。

※新さがんもん

九州新幹線新鳥栖駅開業を記念して、佐賀県の新たな土産品などを募集して応募された商品。

※新幹線さが未来づくり協議会

九州新幹線鹿児島ルート及び西九州ルートの開業効果を佐賀県内の広い範囲に拡大させるため、県全体の新幹線を活用する機運醸成を図るために、県内の経済、農水、観光、交通、報道関連の民間団体と県内の全市町及び県で構成。

※西九州ルート（武雄温泉～長崎間）の事業進捗度

県負担金ベースでの事業進捗度。

(12) 幹線道路ネットワークの整備 [総合計画 P3-180、第 3 章 6 (2)⑤より]

【取組方針】

- 幹線道路の中でも有明海沿岸道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備に重点をおいて取り組みます。
- 国道 3 号や国道 34 号などの幹線道路については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮して整備を進めます。

[具体的な施策]

- ・有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道 498 号の重点的な整備促進
- ・国道 3 号、国道 34 号などの整備促進

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状		目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
広域幹線道路ネットワーク等の供用状況	—	—	【有明海沿岸道路】 芦刈 IC～ (仮称)住之江 IC	【国道 498 号】 若木バイパス	【西九州自動車道】 南波多谷口 IC～ (仮称)伊万里東 IC 【国道 34 号】 武雄バイパス	【有明海沿岸道路】 (仮称)住之江 IC～ (仮称)福富 IC	—

(13) 港湾の利活用及び整備・保全の推進 [総合計画 P3-181、第 3 章 6 (2)⑥より]

【取組方針】

- クルーズ船、高速船の寄港回数の増加を図ります。
- クルーズ船の寄港による観光拠点の形成や震災等の災害時における緊急物資輸送の機能確保等を図るため、東港地区の整備に取り組みます。

[具体的な施策]

- ・国内外のクルーズ船社へのセールス、船社キーマンの招聘
- ・需要を踏まえたふ頭用地、上屋の整備

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状		目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
唐津港クルーズ船の寄港回数 (クルーズ観光客数)	隻 (人)	3 (1,021)	3 (1,050)	4 (1,100)	5 (1,350)	6 (1,500)	7 (1,650)

(14) CSO活動の活発化と県民協働の推進 [総合計画 P3-184、第3章6(3)①より]

【取組方針】

- 県外で活躍するCSO^(※)(NPO、NGO^(※))の誘致による県内CSOへのノウハウ提供、人材の流入と雇用創出で、更なる地域の課題解決につなげます。

[具体的な施策]

- ・ 県内CSOへのノウハウ提供、人材の流入と雇用創出を目的とした、県外CSO(NPO、NGO)の誘致

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
県外CSO(NPO、NGO)誘致件数(累計)	件	0	1	2	3	4	5

※CSO

Civil Society Organizations(市民社会組織)の略で、佐賀県ではNPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称。

※NGO

Non-governmental organizations(非政府組織)の略で、貧困、飢餓、環境など、世界的な問題に対して、国境や民族、宗教の壁を越え、利益を目的とせずに取り組む団体のこと。

(15) 世界とともに発展する佐賀 [総合計画 P3-186、第3章6(4)①より]

【取組方針】

- 市町等と連携し、外国人住民等が住みやすい環境整備を推進します。
- 海外との交流を深めることにより、県民の豊かな国際感覚の醸成とグローバル人材の育成を推進します。
- 県民の総力を結集し、国際戦略を推進していきます。

[具体的な施策]

- ・ 市町等と連携した外国人相談体制のネットワーク構築
- ・ 防災や外国人相談など多文化共生分野のボランティアの育成等
- ・ 市町等との多文化共生のモデル施策の検討
- ・ 国際協力事業の推進
- ・ 県の友好交流先との学校間交流の推進
- ・ 地域等での国際理解講座の実施等
- ・ 大学、短大、日本語学校等における外国人留学生受入拡大支援
- ・ 佐賀県国際戦略本部会議「グローバルSAGA戦略会議」の設置・運営
- ・ 国際戦略課長会議及び外部有識者によるアイデア等の具体化の検討

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
国際交流ボランティアの登録者数	人	350	380	410	440	470	500

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
学校の海外との姉妹協定等に基づく新規交流件数	件	40	43	46	49	52	55
外国人留学生数 (大学、短大、日本語学校)	人	446	563	668	774	880	980

《基本目標③》 **子育てし大県佐賀**

(1) みんなで取り組む次世代育成支援 [総合計画 P3-34, 第3章2(1)②より]

【取組方針】

- 市町等と連携しながら、地域で支えあう子育て機能の充実を図ります。
- 事業所の労働環境改善に向けた取組が進むよう、取組事例等を収集し、その成果や課題等の情報を発信しながら、より使いやすい仕事と育児の両立支援制度整備のための「一般事業主行動計画」の策定や見直し、就業規則等の変更助言などに取り組みます。
- 「子育て応援の店」を活用して、次世代育成支援の機運づくりを進めます。
- 男性の育児休業取得に向けた環境を整備します。
- 「結婚したい」と思う人を応援するため、出会いや交流するきっかけとなるイベントや1対1のお見合い事業を推進します。
- 妊娠・出産に関する安全性の確保と不妊への支援に取り組みます。
- 未来を担う若い世代に、人生における結婚や出産ということについて、自分なりに考えてもらう機会を提供します。

[具体的な施策]

- ・ファミリー・サポート・センターや地域子育て支援拠点など市町等が行う子育て支援事業の支援
- ・企業・事業所の代表者に従業員の子育てを応援する力強い宣言の推進
- ・社会保険労務士による子育てしやすい職場環境改善に向けての助言・提案
- ・「子育て応援の店」の登録及び「子育て応援の店」による割引や特典等による子育て家庭支援の充実
- ・男性労働者が育児休業を取得した事業主に対し奨励金の支給
- ・1対1のお見合い等の各種結婚支援事業の推進
- ・人工授精経費助成、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）費助成制度の実施
- ・中学生や高校生に対して、子育てのショート劇や乳幼児とのふれあいの場の提供

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
合計特殊出生率		1.59	1.64	1.67	1.71	1.74	1.77
ファミリー・サポート・センター設置市町数	市町	12	12	13	14	15	15
子育て応援宣言事業所登録数	事業所	273	300	335	370	400	435
法定以上の仕事と育児の両立支援制度導入事業所数（累計）	事業所	18	30	40	50	60	70
子育て応援の店登録数	店舗	1,320	1,380	1,450	1,520	1,600	1,670

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
結婚支援事業でのカップル成立数	組	300	400	400	400	400	400
不妊治療費支援事業による妊娠者数	件	132	140	160	160	160	160

(2) 保育サービスの充実と子どもの居場所づくり [総合計画 P3-32、第3章2(1)①より]

【取組方針】

- 待機児童が発生しないよう制度の実施主体である市町と連携し、保育所等の整備や保育士確保に係る支援等を行い、待機児童の解消を図ります。
- 病児・病後児保育、延長保育、一時預かり、乳児家庭全戸訪問等の子育て支援に係る事業を実施する市町と連携し、保育サービスの充実を図ります。また、障害児の保育の場の確保に係る支援を行います。
- 4年生以上の児童受入を市町が円滑に実施できるよう、実施場所や支援員の確保に向けて引き続き支援を行い、放課後児童クラブを利用できない児童の解消を図ります。

(具体的な施策)

- ・待機児童が発生しないよう市町との連携を強化し、市町の計画に沿った施設整備等の促進
- ・保育士確保に対する支援
- ・保育所における延長保育や幼稚園における預かり保育への支援
- ・病児・病後児保育、延長保育、一時預かり等、市町が行う子育て支援に係る事業の支援
- ・幼稚園等における障害児を受け入れるための体制整備（人件費等）への支援
- ・放課後児童クラブの運営や施設整備に係る支援

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
待機児童数 (4月1日時点)	人	50	39	35	7	0	0
(10月1日時点)		71	55	50	10	0	0
病児・病後児保育施設数	施設	10	11	12	14	15	16
放課後児童クラブを利用できなかった児童数	人	138	98	58	27	13	0

(3) 母子保健及び児童・ひとり親家庭福祉の充実 [総合計画 P3-69、第3章3(1)④より]

【取組方針】

- 妊娠・出産に関する安全性の確保と不妊への支援に取り組みます。
- 母子の疾病の早期発見・早期治療により、障害や疾病の重症化を防ぎます。

- 子どもの医療の確保に取り組みます。
- 児童虐待の未然防止に重点を置いた対策を講じます。
- 児童相談所の体制強化を図るとともに、市町等との連携や市町への支援を強化していきます。
- 児童心理治療施設^(※)の開設を推進します。
- 里親の割合を更に引き上げるとともに、児童養護施設の小規模化や家庭的養護を推進します。
- 子どもの貧困対策について、県の計画を策定し全庁的な取組を推進します。
- ひとり親家庭の自立に向けた意欲を高め、安心して子育てと就業を両立できるための支援を行います。

[具体的な施策]

- ・妊娠・出産や不妊に関する専門相談体制の強化
- ・人工授精経費助成、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）費助成制度の実施
- ・母子保健に従事する保健師等の資質向上のための研修会や連絡調整会議の実施
- ・子どもの医療費助成事業の継続と事業実績の分析
- ・小児慢性特定疾病児童等への自立支援事業の促進
- ・児童虐待問題への理解の醸成、子育て支援の強化、ハイリスク家庭への対応の強化
- ・児童相談所の職員体制等の充実
- ・市町の要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）^(※)の構成機関（医療機関、学校など）との連携、市町担当課による調整機能などネットワーク機能の強化
- ・児童心理治療施設の開設への支援
- ・家庭的養護推進県計画の推進
- ・里親制度の普及・理解のための啓発及び協議会の設置
- ・子どもの貧困対策の計画策定・実施
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施
- ・ひとり親家庭の子どもへの学習支援

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
不妊治療費支援事業による妊娠者数	人	132	140	160	160	160	160
産後ケアに満足した母親の割合	%	64	65.5	67	68.5	70	73
児童虐待死亡事例	件	0	0	0	0	0	0
児童心理治療施設	—	—	—	—	—	開設	
里親等委託率	%	14.0	16	17	18	19	20
児童扶養手当全部支給者の割合	%	49	48	47	46	45	44

※児童心理治療施設

児童福祉法第43条の2の「情緒障害児短期治療施設」で、軽度の情緒障害を有する児童を短期間、入所させ、又は通所によりその情緒障害の治療等を行う施設のこと。全国情緒障害児短期治療施設協議会では名称変更の要望をされているため、佐賀県でも通称を使用することとしている。

※要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

児童福祉法第25条の2により地方公共団体のよる設置の努力義務が規定されている。要保護児童等に関する情報交換、支援内容の協議を行う機関で、佐賀県では県及び全市町で設置している。

（4）食育の推進 [総合計画 P3-75、第3章3（2）②より]

【取組方針】

- 県民運動推進組織「食育ネットワークさが」^(※)の会員団体と連携した食育県民運動を展開するなど、生涯にわたるライフステージに応じた食育を推進します。
- 特に次世代を担う子どもたちの健全な育成のため、学校、保育所等、家庭、地域における食育の充実を図ります。
- 食や農に関する様々な情報の発信や、子どもたちや消費者等との交流などを通じて、本県の農業や農村、農産物等に対する理解醸成を進めます。

[具体的な施策]

- ・ 県民運動推進組織「食育ネットワークさが」の活動の充実
- ・ 食育の担い手の育成（食育推進リーダー養成講習会）
- ・ ホームページ等を活用した食育に関する情報の発信
- ・ 学校、保育所等（保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園^(※)）、家庭、地域における食育の推進
- ・ 「早ね・早起き・朝ごはん」キャンペーンの実施
- ・ ホームページ等を活用した佐賀県の食と農に関する情報の発信
- ・ 「ふるさと先生」の出前講座の実施等を通じた、子どもたちや消費者等との交流促進

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
「食育ネットワークさが」の会員数	団体	221	230	240	250	260	270
「健康づくり協力店」 ^(※) の登録店舗数	店	721	740	765	790	815	840
保育所等における食育推進計画策定率	%	87.3	90.0	93.0	96.0	100	100
朝ごはんを毎日食べる児童の割合	%	88.3	88.3 以上	88.3 以上	88.3 以上	88.3 以上	88.3 以上
ふるさと先生 ^(※) の派遣回数	回	102 (H25)	100 程度	100 程度	100 程度	100 程度	100 程度

※食育ネットワークさが

県内の食育に取り組む消費者・生産者・教育・社会福祉・医療・CSO（市民社会組織）等の関係団体、企業及び行政機関が情報交換と連携を図り、協力して共に食育を推進することを目的とする組織。

※幼保連携型認定こども園

教育と保育を一体的に行う施設として、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。

※ふるさと先生

幼稚園・保育所、小・中学校、消費者グループ、子育てサークルなどで、地域の農業や農産物、郷土料理の調理法、食の大切さなどを伝える出前講座を行う農業者。

※健康づくり協力店

食べる人の健康づくりを応援するために、メニューに栄養成分を表示したり、バランスのとれたメニューを提供したりする店。

(5) 男女共同参画社会づくり [総合計画 P3-108、第3章3(6)①より]

【取組方針】

- 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくりを促進します。
- 家庭・地域における男女共同参画の実践を推進します。

【具体的な施策】

- ・企業等に対する働きかけ（女性の活躍推進佐賀県会議等と連携したセミナー等の実施、ワーク・ライフ・バランス^(※)の取組の促進）

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
年次有給休暇の取得率	%	41.7	46.2	50.7	55.2	59.7	64.7
法定以上の仕事と育児の両立支援制度導入事業所数	事業所	18	30	40	50	60	70

※ワーク・ライフ・バランス

男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形で、バランスを取りながら展開できる状態のこと。

(6) 地域で支える青少年の健全育成 [総合計画 P3-37、第3章2(1)③より]

【取組方針】

- 既存の青少年関係団体だけでなく、CSO^(※)との協働を進め、子ども・若者育成支援運動を各層に広げます。
- 有害な社会環境の点検と改善を図るとともに、インターネット上の有害情報等から青少年を守るための取組を行います。
- 子ども・若者支援地域協議会の支援により、ニート、ひきこもり等いろいろな困難を抱えた子ども・若者の社会参加や就労につなげる活動の活性化を図ります。
- 各地域において子ども・若者育成支援運動に携わっている人たちに対し支援を行い、各市町民会議を始め地域での子ども・若者育成支援活動の推進を図ります。
- 様々な問題を抱える少年及びその保護者等からの相談に的確に対応するため、少年サポートセンターを警察施設外に設置するなど少年相談活動の拡充を図ります。
- 少年警察ボランティア等と連携した立ち直り支援活動を効果的に推進します。
- すべての小学校区で体験活動を実施するとともに、県内の学校や団体の県立少年自然の家の利用推進を図ります。
- 地域の人材、資源を発掘・活用し、自然体験・社会体験などの体験活動や世代間交流の機会の充実を図ります。

【具体的な施策】

- ・子ども・若者育成支援運動の展開・推進
- ・若者や子育て世代を対象とした事業の実施

- ・地域環境点検活動による青少年を取り巻く環境の浄化
- ・インターネット上の有害情報等から青少年を守るための取組の実施
- ・青少年の国際交流や「日本の次世代リーダー養成塾」^(※)への参加の促進
- ・子ども・若者総合相談センター窓口で受け付けた相談に対するワンストップの相談サービスの実施
- ・各市町青少年育成市町民会議と連携した青少年育成推進指導員^(※)の育成
- ・少年サポートセンターの移転による少年相談・街頭補導等少年サポート活動の推進
- ・少年警察ボランティア等と連携した居場所づくり活動の推進
- ・県内学校、団体の少年自然の家の利用推進
- ・地域の人材を活用した体験活動の推進

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
子ども・若者育成支援運動の参加者数	人	11,472	11,750	12,000	12,250	12,500	12,500
青少年育成推進指導員認定者数（累計）	人	0	20	50	60	75	95
小・中学校をはじめとする県内団体の県立少年自然の家の利用団体数（累計）	団体	930	950	965	980	1,000	1,015

※CSO

Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、佐賀県ではNPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称。

※日本の次世代リーダー養成塾

日本だけでなく世界に通用する人材育成を目指した高校生のためのサマースクール。

※青少年育成推進指導員

青少年育成県民会議や青少年育成市町民会議の事業への参加や普及啓発、青少年団体の育成指導等を行う指導員

（7）確かな学力を育む教育の推進 [総合計画 P3-39、第3章2（2）①より]

【取組方針】

- 児童生徒の学力の現状把握と評価分析を行い、各学校の検証・改善サイクルの取組を支援します。
- 教育内容の工夫や、アクティブ・ラーニング^(※)等を取り入れた各学校の指導法改善の取組を推進します。
- 家庭学習の充実等、家庭・地域の教育力向上に取り組みます。
- 高校生の進路実現を図るため、学力向上とキャリア教育^(※)を充実します。
- きめ細かな指導による学力向上を目指した学習環境の整備・充実を図ります。

【具体的な施策】

- ・全国調査及び県調査の実施と結果の分析
- ・佐賀県学力向上対策検証・改善委員会による検証改善サイクルの推進
- ・全国調査及び県調査の分析結果を活用した指導法の改善
- ・専門高校の基礎学力向上対策

- ・就職支援の充実
- ・学力向上推進教員による教師の指導力向上や学校の学力向上対策への継続的支援
- ・社会人講話、企業・大学訪問、インターンシップ^(※) などキャリア教育に係る学校支援
- ・高校の教科指導力等向上研修
- ・教育実践（合同学習会等）
- ・科学的思考力の育成
- ・児童生徒の活用力を高める研究指定事業の実施
- ・学力向上フォーラムの開催
- ・「家庭学習の手引」の作成・配布
- ・県 PTA 連合会との連携強化
- ・小学校低学年（第2学年）及び中学校第1学年での小規模学級又はチームティーチングの選択制の実施
- ・基礎学力定着のためのチームティーチング非常勤講師の配置
- ・中学校第1学年での国語・数学・英語への非常勤講師の配置
- ・外部人材を活用した放課後や長期休業中等における補充学習の充実
- ・校種別・教科別研修の充実等による、ICT を利活用した教授法の工夫・改善
- ・ICT^(※) を利活用した新たな学びの創出、個々の学びを充実するための指導法の開発・蓄積

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状		目標			
		H26 年度 (H25 年度)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
全国調査の教科に関する調査における平均正答率の状況	区分	8 区分中 1 区分で 全国平均 以上	8 区分中 2 区分で 全国平均 以上	8 区分中 4 区分で 全国平均 以上	8 区分中 6 区分で 全国平均 以上	8 区分中 8 区分で 全国平均 以上	8 区分中 8 区分で 全国平均 以上
専門高校での 10 月末における就職内定率	%	82.5	82.5 以上				
国公立大学の現役合格者数の卒業生数に対する割合	%	17.5	17.9	18.2	18.5	18.5	18.5
全国調査の児童生徒への質問で、話し合う活動を通じて自分の考えを広め、深めることができている児童生徒の割合	%	小学校 65.9	67.0	68.0	69.0	70.0	70.0
		中学校 65.0	67.0	68.0	69.0	70.0	70.0
全国調査の児童生徒への質問で、普段、1日に1時間以上学習する児童生徒の割合	%	小学校 59.4	60.0	62.0	64.0	66.0	66.0
		中学校 63.4	64.0	66.0	68.0	70.0	70.0

※アクティブ・ラーニング

課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習。

※キャリア教育

児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・能力を育てる教育。

※インターンシップ

勤労観・職業観を育成するために、生徒に就業体験の機会を提供する制度。

※ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

(8) 豊かな心を育む教育の推進 [総合計画 P3-42、第3章2(2)②より]

【取組方針】

- 道徳教育や体験活動、人権・同和教育を核とした学校教育全体での心の教育の充実を引き続き推進します。
- 心の教育の更なる充実を図るため、学校と連携して取り組むよう家庭や地域に働きかけます。
- 小・中学校については、市町が主体で行っている地域ならではの教育資源と地域の人材等を活用した体験活動への支援などを引き続き行います。
- 高等学校については、卒業する3年生が、社会へ出た後にふるさと佐賀のよさを誇らしく語るができるように、3年間を通して佐賀への愛着を育む教育に取り組みます。
- 不登校やいじめ等、児童生徒の心身、時には生命にもかかわる問題に対して、未然防止や早期発見・早期対応など適切に対応できる校内体制や関係機関等との連携等の強化に取り組みます。

【具体的な施策】

- ・道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業の実施による道徳教育の充実と成果の普及
- ・ユニバーサルデザイン^(※)教育推進校の指定によるユニバーサルデザイン教育の推進
- ・人権・同和教育の推進のための研修会等の実施
- ・全公立小・中学校で道徳授業を家庭や地域に公開する「ふれあい道徳」の実施
- ・学校教育及び社会教育における人権・同和教育の推進
- ・地域の人材や教育資源を活用した体験活動や、ボランティア活動、職場体験学習などの推進
- ・歴史や文化遺産、自然など、ふるさと佐賀のよさに関する資料の作成及び授業での活用
- ・不登校対策推進校支援事業の実施やスクールカウンセラー^(※)の配置による教育相談体制の強化
- ・スクールソーシャルワーカー^(※)の派遣による保護者、家庭支援体制の強化
- ・「心のテレホン」「いじめホットライン」電話相談の実施による電話相談業務の充実
- ・少年サポートセンターの警察施設外への設置による少年相談活動の拡充
- ・学校と警察等との連携による非行防止教室の開催
- ・スクールサポーター^(※)制度の拡充と効果的活用
- ・「佐賀県いじめ防止基本方針」に基づくいじめ防止対策に関する指導体制・組織の充実
- ・専門的知識を有する生徒指導支援員やNPO法人を活用した支援体制の充実
- ・児童虐待防止等に関する医療・福祉機関との連携の推進

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度 (H25年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
児童生徒の規範意識や思いやる心に関する質問への回答	%	小：68.9 中：70.1	前年度より改善	前年度より改善	前年度より改善	前年度より改善	前年度より改善

※ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害等の身体的能力、言葉や文化の違いにかかわらず、すべての人にとって、できるだけ利用可能であるように、最初から考えて、製品・建物・環境・サービス・制度などを設計・計画するという考え方。

ユニバーサルデザイン教育は、こうした考え方を踏まえて、相手を尊重する心や思いやりの心を育むことを目指している。

※スクールカウンセラー

臨床心理士や精神科医など、児童生徒の臨床心理に関し高度な専門的知識や経験を持ち、問題を抱える児童生徒やその保護者、関係する教職員へのカウンセリングを通して、問題の解決を支援する者。

※スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を持ち、児童生徒が抱える問題を解決するため、関係機関等とのネットワークの構築や保護者に対する支援等、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛け支援を行う者。

※スクールサポーター

派遣された学校に常駐し、又は重点的に学校を巡回するもので、具体的任務としては、市町教育委員会や学校等と連携し、次のような活動を行っている。

- 1 いじめ、校内暴力事案等非行防止に関する指導、助言等
- 2 児童等の安全確保及び非行、犯罪被害防止等の対策
- 3 学校周辺における犯罪、事故等に関する情報発信
- 4 その他少年の健全育成上必要と認められる活動

佐賀県では、平成 19 年度から学校内や登下校時における子どもの安全確保のため、スクールサポーターの運用を開始。

(9) 健やかな体を育む教育の推進 [総合計画 P3-45、第 3 章 2 (2)③より]

【取組方針】

- 各学校で、児童生徒の体力・運動能力の向上に係る取組が行われるよう支援します。
- 児童生徒の運動習慣の形成や運動への意欲を高めるために、体力・運動能力向上へ取り組む機運を醸成します。
- 学校体育や運動部活動等のスポーツ活動の推進・充実に図ります。
- 安全で安心な学校給食の実施や学校からの情報提供による家庭や地域と連携した食育の実践を働きかけ、食育の充実に図ります。
- 家庭や地域との関係機関等との連携により、学校保健計画に基づき、学校保健活動の推進を図ります。
- 性に関する指導を推進します。
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進します。

[具体的な施策]

- ・各学校の検証改善サイクルの確立
- ・体力・運動能力向上のためのホームページの充実
- ・体力・運動能力の経年変化を記録できる個票の利活用推進
- ・ランキング形式で楽しみながら競い合う取組の推進
- ・体力優良校の表彰や体力向上の好事例の情報提供
- ・研修の充実による担当教諭等の指導力向上
- ・食物アレルギー対策の研修会の開催
- ・家庭や地域との連携を促進するための児童生徒の食に関する情報の発信
- ・学校保健委員会の開催等、学校保健活動の組織的な取組の推進
- ・性に関する指導に関する指導者研修会の開催
- ・学校保健計画における性に関する指導の位置付けと実践
- ・学校安全計画への防災訓練の位置付けと実施

・学校安全教育指導者研修会の開催

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における、本県の調査対象全学年の体力合計点の平均値	点	小5 男子 53.4 (全国 53.9)	全国平均以上				
		小5 女子 53.5 (全国 55.0)					
		中2 男子 42.5 (全国 41.6)					
		中2 女子 48.5 (全国 48.6)					
朝ごはんを毎日食べる児童の割合	%	88.3	88.3 以上	88.3 以上	88.3 以上	88.3 以上	88.3 以上
性に関する指導を学校保健計画に位置付け、実践する学校の割合	%	100	100	100	100	100	100

(10) 時代のニーズに対応した教育の推進 [総合計画 P3-47、第3章2(2)④より]

【取組方針】

- 教育の更なる質の向上に向け、現場の検証・反映を行いながら全県規模で教育の情報化を推進します。
- 海外留学、研修旅行に係る経費の支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
- 体験的英語活動を推進するとともに、教員の海外研修や国際化に対応した教育方法の調査・研究を行います。
- 県立学校における教育課題について検証・改善を行うとともに、県立高等学校の再編整備を推進します。
- 特別支援教育推進プランを策定し、教育環境の整備や教職員等の専門性向上、職業教育の充実などの取組を推進します。
- 最先端の基礎科学^(※) やものづくり等に触れる機会を提供し、県民全体の基礎科学やものづくりに対する関心の向上を図ります。

[具体的な施策]

- ・人材育成及び各学校への組織的な支援体制の強化
- ・新たな学びの創出及び個々の学びの充実
- ・県立学校での教育活動の充実に向けた、機器整備と機能強化
- ・市町における教育委員会単位での教育情報システムの導入・活用の促進と県独自教育情報システム^(※) (SEI-Net) の運用、管理、改修
- ・海外留学等への財政的支援
- ・留学への関心喚起、留学経験者等への支援
- ・語学力向上への支援 (体験的英語活動等)

- ・教員の海外研修
- ・国際バカロレアプログラム^(※)の導入に向けた調査・検討
- ・今日的な教育課題に係る検証・改善
- ・「新たな生徒減少期に対応した佐賀県立高等学校再編整備実施計画（第1次）」における新高校再編整備実施計画の策定及び実施
- ・県立高等学校の活性化や県全体の農業教育と佐賀農業高校の在り方、通信制課程の移転及び昼間定時制導入等の検討結果を踏まえた「新たな生徒減少期に対応した佐賀県立高等学校再編整備実施計画（第2次）」の策定及び実施
- ・特別支援教育次期推進プランの策定・実施
- ・特別支援教育次期推進プランに基づく児童生徒数の増加等に対応した特別支援学校本校の整備及び分校の設置
- ・特別支援教育コーディネーター等スキルアップ研修の実施及び充実
- ・特別支援学級及び通級指導教室担当の養成研修の実施及び充実
- ・特別支援学校における実践的な体験研修等の実施及び充実
- ・特別支援学校における就労支援コーディネーターの配置及び活用
- ・特別支援学校就労サポーター企業登録制度の実施
- ・特別支援学校における企業等と連携した作業学習等の実施
- ・特別支援学校における職業コースの設置推進
- ・高等特別支援学校設置の検討
- ・科学技術の祭典の開催
- ・基礎科学やものづくりへの理解促進

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
ICT ^(※) を活用した授業を受けるのが楽しみである児童生徒の割合（小・中学校）	%	83.6 (見込み)	85	86	88	90	90
ICTを活用した授業に対する生徒の満足度（県立高校）	%	78.6	81	84	87	90	90
高校生の海外留学生、中・高校生の海外研修旅行者数	人	131	140	160	180	200	200
中・高校生の体験的英語活動への参加者数	人	900	925	950	975	1,000	1,000
「特別支援教育コーディネーター等スキルアップ研修」に小・中学校より参加した教職員等の累計	人	773 (H23～H26の平均)	800	1,600	2,400	3,200	4,000

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
特別支援学校高等部の生徒における就職希望者の割合	%	34	34	34	34	34	34
特別支援学校高等部の生徒の就職希望者における就職希望者の割合	%	88 (H23～H26の平均)	88	88	88	88	88
サイエンスカフェ ^(※) の参加人数	人	175	150	150	150	150	150

※ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

※基礎科学

実用上の目的から独立し、真理の探究そのものが目的とされる。宇宙や物質の究極の姿を当面の実用を前提とせずに探究している天体物理学や素粒子論などがそれにあたる。

※県独自教育情報システム

出欠処理や指導要録等の作成を行う「校務管理」、学習の支援や進捗管理等を行う「学習管理」及びデジタル教材の登録や配信等を行う「教材管理」の3つの機能を統合した佐賀県独自の教育情報システム(呼名:SEI-Net)。

※国際バカロレアプログラム

スイスのジュネーブに本部を置く国際バカロレア機構から認定を受けた教育プログラムを修了し、統一試験に合格することで、国際的に認められた大学進学資格を取得できる仕組み。

※サイエンスカフェ

科学者などの専門家と一般の市民が、飲み物を片手に気軽に科学などの話題について自由に語り合うコミュニケーションの場。

《基本目標④》 自発の地域づくり佐賀

(1) 自発の地域づくりの推進 [総合計画 P3-165、第3章6(1)①より]

【取組方針】

- 自発的な地域づくりの取組に対して、課題の発見（意識共有）から事業化（アイデア・ノウハウの習得、人的資源の確保、財政支援）まで、地域の熟度に応じた支援を市町と連携して行っていきます。
- 特定地域振興のための法令等に基づき市町を支援し、特定条件不利地域を含む地域間での行政サービスの格差是正を進めます。
- 自発的な地域づくりの取組が継続的かつ効果的に進められるように、市町の体制強化を目指し、市町の行財政や企画・調整における課題に対し、助言等の支援を行っていきます。
- 地域の特性等に応じて、様々な形での市町間の連携の推進を支援していきます。

【具体的な施策】

- ・調査グループ（有識者、市町職員、県職員）による各地域の課題の洗い出し、事業効果の検証等の実施
- ・地域の課題に対応するための取組の準備又は充実に対する支援（地域おこし協力隊の活動支援、先進事例視察、ワークショップ開催等）
- ・地域づくりに詳しい有識者による助言
- ・地域外の新たな視点を持つ団体（大学等）と連携した地域づくりの取組の推進
- ・シンポジウムの開催やウェブサイト等での情報発信による地域づくりに対する機運醸成
- ・GM21 ミーティング^(※) や市町とのパイプ役となる担当職員の配置等による市町との連携強化
- ・市町の行財政基盤及び企画・調整機能の強化のための助言

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
地域 ^(※) づくりの取組を県と市町の連携により支援した地域数（累計）	地域	—	20	30	40	50	60

※GM21 ミーティング

県と市町が、これまで以上に連携を深め、離島や中山間地域、過疎地域などをはじめとした、県内の地域が抱える課題の解決のため、市・町長と知事が本音の意見交換を行う場として開催するもの。Gは「Governor（知事）」を、また、Mは「Mayor（市町長）」を意味し、21は佐賀県10人の市長と10人の町長、それに知事を入れた21人の首長を指す。

※地域

地理的にまとまりがあり、同一の目的を持って活動に取り組む範囲のことを指す。

(2) 男女共同参画社会づくり [総合計画 P3-108、第3章3(6)①より]

【取組方針】

- 男女共同参画の視点に立った意識の形成を進めます。
- 幼少期からの男女共同参画の意識形成を進めます。
- 女性人材の育成と、女性の経済的な地位の向上を目指します。
- 政策・方針決定過程への女性参画を推進します。

【具体的な施策】

- ・男女共同参画出前講座・広報誌等による啓発
- ・男女共同参画推進リーダー研修の実施
- ・女性のための政策参画セミナー等の実施
- ・各種審議会等における女性委員の参画促進

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
性別役割分担に同意する人の割合	%	33.2	—	—	—	30未満	30未満
女性の活躍推進 佐賀県会議員登録数	事業所	60	70	80	90	100	110
市町の審議会等における女性委員の割合	%	24.0 (H25)	26.0	27.0	28.0	30.0	30.0

(3) 高齢者福祉の充実 [総合計画 P3-62、第3章3(1)②より]

【取組方針】

- 市町・保険者における地域づくりを通じた効果的・効率的な介護予防の推進と高齢者の積極的な社会参加の推進を図ります。
- 市町・保険者と連携して、広域的な視点から、生活支援コーディネーター^(※)の養成、利用しやすい生活支援サービス^(※)及び介護保険サービスの充実を図り、独居高齢者等の見守りや生活支援体制の整備を促進します。
- 認知症高齢者を地域で支えるため、必要な早期診断等を行う医療機関の機能強化や体制整備、また認知症対応向上のための研修の実施等の市町・保険者への支援を行い、認知症の人と家族への支援を進めます。
- 介護人材の確保を図るため、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善を推進します。
- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、地域における在宅医療・介護の連携を図ります。

[具体的な施策]

- ・在宅生活サポートセンターが行う講習や生活支援相談等による支援
- ・介護予防対策の推進
- ・元気高齢者社会参加活動推進制度の推進
- ・老人クラブの活動、ゆめさが大学の運営等に対する支援
- ・個室ユニット型施設への転換促進
- ・生活支援コーディネーターの養成
- ・認知症高齢者グループホーム等の地域密着型施設の整備
- ・訪問看護ステーションへの支援
- ・在宅生活を支えるサービス事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護）の開設促進
- ・認知症疾患医療センターを中心としたネットワークの推進

- ・ 認知症高齢者とその家族の地域における支援体制の整備
- ・ 認知症サポーターの養成
- ・ 介護人材確保等に係る協議会の設置運営
- ・ 介護人材の資質向上の推進
- ・ 介護職のイメージアップ等による参入促進
- ・ 介護従事者が安心して働き続けられるような職場づくりの推進
- ・ 地域包括支援センターの機能強化
- ・ 市町・保険者の地域ケア会議、多職種連携会議の支援
- ・ 多職種連携のための情報交換や協議の場の創設による在宅医療の推進体制づくり
- ・ 在宅医療連携拠点機関の整備の支援

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
平均寿命と健康寿命 ^(※) の差	—	男性 1.19 歳 女性 2.90 歳 (H24)	前年度 より縮小	前年度 より縮小	前年度 より縮小	前年度 より縮小	前年度 より縮小
元気高齢者社会参加活動推進制度によるボランティア登録者数	人	646	800	900	1,000	1,100	1,200
在宅生活を支えるサービスの事業所数	箇所	50	54	66	68	—	—
生活支援コーディネーター配置数	人	8	22	36	50	62	62
認知症サポーター数	人	58,044	60,000	62,000	64,000	66,000	68,000
在宅で看取られる者の割合	%	8.7 (H25)	10.80	11.85	12.90	13.95	15
介護人材が不足と 感じている事業所の割合	%	60.4 (H25)	60	55	50	45 以下	40 以下
在宅医療連携拠点機関数	箇所	0	関係機関との調整	関係機関との調整	8	8	8
高齢者人口千人当たりの訪問看護利用実人数	人	5.7 (H25)	8.9	10.5	12.1	13.7	15.3

※生活支援コーディネーター

ボランティアや NPO、民間企業、社会福祉法人など多様な主体をコーディネートし、高齢者のための生活支援サービスの提供体制を整備するため、各市町村及び日常生活圏域単位で設置。

※生活支援サービス

住民主体、NPO、民間企業等多様な主体により高齢者の地域での生活を支えるため提供される見守りや安否確認、外出支援、買物など家事支援、地域サロンの開催等のサービス。

※健康寿命

介護を受けたり寝たきりになったりせず、健康な状態で自立した日常生活を送ることが期待される平均期間。

(4) 地域における身近な移動手段の確保 [総合計画 P3-172、第3章6(2)①より]

【取組方針】

- 地域の実情(移動の実態等)に合わせた、移動手段確保の検討に取り組む市町等を支援します。
- デマンド交通^(※)など新たな移動手段の導入を推進するとともに、移動手段をユニバーサルデザイン^(※)化するなど、快適で使いやすいものにします。
- 既存の必要な地域公共交通については、地域の実情に応じて適切なかたちで維持確保します。
- 持続可能な地域の移動手段確保のために、新しい制度等について、積極的に研究します。

[具体的な施策]

- ・市町等による移動手段確保の検討(実態調査等)への支援
- ・デマンド交通等新たな移動手段確保の推進
- ・公共交通機関のユニバーサルデザイン化の推進
- ・路線バスや離島航路の維持確保
- ・松浦鉄道の施設整備計画の推進
- ・交通系電子マネー等の導入研究
- ・「上下分離」方式^(※)等の研究

【重要業績評価指標(KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
デマンド交通など新たな移動手段の導入に取り組む地区数(累計)	地区	4	5	6	7	8	9

※デマンド交通

電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態システム。

※ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害等の身体的能力、言葉や文化の違いにかかわらず、すべての人にとって、できるだけ利用可能であるように、最初から考えて、製品・建物・環境・サービス・制度などを設計・計画するという考え方。

※「上下分離」方式

公的主体等が線路等のインフラ(下部)を所有し、運行(車両等所有)は別の運行事業者等(上部)が行うこと。

(5) 防災・減災等の体制づくり [総合計画 P3-2、第3章1(1)①より]

【取組方針】

- 地域の防災力の充実のため、中核を担う消防団の団員確保に各市町と連携、協力して取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る各市町の取組を支援します。

[具体的な施策]

- ・消防団への理解促進のためのPRや地域の実状に応じた消防団員確保対策の実施
- ・市町による自主防災組織の結成及び活性化の取組を支援するための研修会や助成事業などの実施

【重要業績評価指標(KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
消防団の組織率 (人口千人当り団員数)	人	22.8	22.8	22.8	22.8	22.8	22.8

(6) 治水対策の推進 [総合計画 P3-8、第3章 1(1)④より]

【取組方針】

- 重要構造物であるダム、排水機場、水門の計画的な維持管理を行うことで、施設の延命化と機能確保を図ります。

[具体的な施策]

- ・ダムや排水機場施設等の長寿命化計画の策定

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
長寿命化計画の策定状況	施設 (排水機場、水門)	0	39		計画に基づく維持管理の実施		
	施設 (ダム)	0	H30までに13施設すべての計画策定を実施				計画に基づく維持管理の実施

(7) 道路防災の推進 [総合計画 P3-16、第3章 1(1)⑧より]

【取組方針】

- 県管理道路の道路施設について、老朽化に対して適切に対応するため、維持管理計画に基づく老朽化対策に取り組めます。

[具体的な施策]

- ・橋梁長寿命化計画に基づく計画的な修繕の実施

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕実施率	% (橋)	59 (121)	72 (149)	82 (169)	100 (206)	見直し後の計画により実施	

(8) 豊かな心を育む教育の推進 [総合計画 P3-42、第3章 2(2)②より]

【取組方針】

- 小・中学校については、市町が主体で行っている地域ならではの教育資源と地域の人材等を活用した体験活動への支援などを引き続き行います。
- 高等学校については、卒業する3年生が、社会へ出た後にふるさと佐賀のよさを誇らしく語ることができるように、3年間を通して佐賀への愛着を育む教育に取り組めます。

[具体的な施策]

- ・地域の人材や教育資源を活用した体験活動や、ボランティア活動、職場体験学習などの推進
- ・歴史や文化遺産、自然など、ふるさと佐賀のよさに関する資料の作成及び授業での活用

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度 (H25年度)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
ふるさと佐賀への誇りや愛着に関する質問への回答	%	82.7	83	86	89	90	90

(9) 未来に活かす学びの環境づくり [総合計画 P3-57、第3章2(3)①より]

【取組方針】

- 今後の社会の課題に対応するため、県民一人ひとりがまなび続けることができる環境づくりを行い、生涯学習の機運を更に醸成します。
- 地域でのまなびの成果を活かした活動を支援し、学習成果を活かす機会を増やします。
- 子どもたちが地域で健やかにまなび育つ環境づくりを推進します。

【具体的な施策】

- ・多様な学習機会の充実
- ・生涯学習情報の発信
- ・古文書が読める県民のすそ野の拡大
- ・まなびの成果を活かした地域活動の支援
- ・県民の生涯学習を支える人材の育成
- ・家庭教育支援の充実及び学校・家庭・地域の連携推進

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
県民カレッジ ^(※) への延べ入学者数	人	27,346	28,100	28,900	29,700	30,500	31,300
「放課後子ども教室」等への地域の大人の延べ参加者数	人	74,000 (見込み)	75,500	77,000	78,500	80,000	81,500

※県民カレッジ夢パレットさが

県民の多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、県内の生涯学習関連機関・団体が実施している講座やセミナーなどを総合的に体系化し、生涯学習の情報と機会を効果的に県民に提供するとともに、まなびの成果を評価・活用するためのシステム。誰でも随時入学でき、実施機関（地方公共団体（教育委員会など）、教育機関、公益法人、民間カルチャーセンターなど）が登録する講座を受講して単位を取得すれば、所要単位に応じて認定証を交付。県立生涯学習センターが運営。

http://www.avance.or.jp/kenmin_college.html

(10) 生涯を通じた健康づくりの推進 [総合計画 P3-72、第3章3(2)①より]

【取組方針】

- 「第2次佐賀県健康プラン」に基づき、健康づくりを総合的かつ計画的に推進します。
- 特定健康診査^(※)の受診や必要な保健指導を受ける機会を増やし、生活習慣の改善に取り組めるよう支援します。
- 特定健康診査・特定保健指導^(※)の実施率向上に向けて、市町等保険者を支援します。
- ロコモ^(※)が原因となった寝たきりや要介護状態を招く事例を減らすため、ロコモ予防の普及啓発に努めます。
- 県民の食品の選択行動の幅を広げるため、栄養成分表示を推進するとともに、ヘルシーメニューの提供を進めていくなど食環境の整備を推進します。
- 「第2次佐賀県歯科保健計画」に基づき、口腔保健支援センターを拠点にライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進します。

[具体的な施策]

- ・「第2次佐賀県健康プラン」の推進及び中間評価
- ・平成28年度県民健康・栄養調査の実施
- ・健康アクション佐賀21構成団体との協働促進
- ・コンビニ健診（検診）^(※)をはじめとした先駆的な取組の実施
- ・各保険者への支援（研修会や意見交換会等の開催による健診（検診）従事者の資質向上、県調整交付金）
- ・ロコモ予防及びロコトレ^(※)の普及啓発の実施
- ・食のボランティア団体によるロコモ予防と高齢者の望ましい食生活の普及啓発の実施
- ・「健康づくり協力店」登録の推進及び支援
- ・「かかりつけ歯科医」^(※)の機能や必要性についての普及啓発
- ・平成28年度県民歯科疾患実態調査の実施
- ・「第2次佐賀県歯科保健計画」の推進及び中間評価
- ・歯科衛生士や施設介護職員等の歯科保健医療等業務従事者に対する情報提供と研修の実施

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
平均寿命と健康寿命 ^(※) の差	—	男性1.19歳 女性2.90歳 (H24)	前年度 より縮小	前年度 より縮小	前年度 より縮小	前年度 より縮小	前年度 より縮小
市町国保における特定健診の受診率	—	35.4% (H25)	前年度 より向上	前年度 より向上	前年度 より向上	前年度 より向上	前年度 より向上
ロコモ認知度	%	38	50	55	60	65	70
65歳以上の運動習慣者の割合	%	男性39.6 女性29.0 (H23)	—	—	47.3 37.0	—	—
「健康づくり協力店」 ^(※) の登録店舗数	店	721	740	765	790	815	840
80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合	%	41.0 (H23)	—	—	50	—	—

※健康寿命

介護を受けたり寝たきりになったりせず、健康な状態で自立した日常生活を送ることが期待される平均期間。

※特定健康診査

生活習慣病予防のために2008年から始まった市町村の国保や健保組合などが実施する健診(略称:特定健診)。心筋梗塞(こうそく)や脳梗塞などのリスクが高まるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目しているため「メタボ健診」とも呼ばれる。

※特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを実施するもの。特定保健指導は保健師等による健康指導で、リスクの程度に応じて、動機付け支援と積極的支援がある。

※ロコモ

ロコモティブシンドロームの略称。運動器症候群のこと。運動器の障害のために、自立度が低下し、介護が必要となる危険性が高い状態のこと。

※コンビニ健診（検診）

コンビニエンスストアを活用して行う特定健康診査やがん検診。

※ロコトレ

ロコモーショントレーニングの略称。ロコモを予防・改善するためのトレーニング。代表的なものに、片脚立ちやスクワットがある。

※健康づくり協力店

食べる人の健康づくりを応援するために、メニューに栄養成分を表示したり、バランスのとれたメニューを提供したりする店。

※かかりつけ歯科医

住民一人ひとりが、生涯にわたって口からおいしく食べることを支えてくれる歯科医師。

(11) がん対策の推進 [総合計画 P3-77、第3章3(2)③より]

【取組方針】

- 県民が、がんをはじめとする生活習慣病の予防に取り組む機運を高めます。
- がん検診の受診率を向上させます。
- 女性特有のがん対策を総合的に推進します。
- 全国と比べて死亡率が高い肝がんの予防の一環として、ウイルス性肝炎・肝がん対策を進めます。
- 県やがん診療連携拠点病院^(※)における相談支援の充実を図ります。
- 県民ががんを知るための情報を必要な時に容易に入手できる環境づくりに努めます。
- 働く世代ががんになっても、働きながら治療を受けられる環境の整備を図ります。
- がん医療の充実を図り、治療方法の選択の機会を拡大するため、重粒子線がん治療、その他のがん先進医療の普及啓発に努めます。

[具体的な施策]

- ・生活習慣病予防（運動・食生活改善等）のための仕組みづくりの検討
- ・がん検診受診促進のための普及啓発、市町及び企業に対する支援
- ・女性特有のがん検診にかかるハード・ソフト両面からの受診環境づくりの促進
- ・肝炎ウイルス検査による肝炎ウイルスキャリア^(※)の掘り起し
- ・肝炎ウイルス精密検査受診促進、抗ウイルス治療の推進
- ・肝炎コーディネーター^(※)等による切れ目のない地域職域医療連携体制の構築
- ・がん相談支援センターと統括相談支援センター^(※)との連携による県相談支援体制の充実
- ・地域がん診療病院^(※)の新規指定による二次医療圏における相談の充実
- ・がん患者サロン^(※)の実施
- ・統括相談支援センターや各種媒体を活用したがんに関する情報発信の充実
- ・がん患者就労支援等研修会の開催、社会保険労務士等との連携、就労の支援、あっせん
- ・職域大腸がん検診の実施促進
- ・がん検診受診率向上サポーター企業の登録の推進
- ・佐賀国際重粒子線がん治療財団による広報等の取組の支援
- ・がん先進医療受診環境づくり事業（治療費助成制度、利子補給制度）の実施

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
75 歳未満年齢調整死亡率 (人口 10 万対)	—	85.9 (H25)	—	—	—	80.5 (H29)	—
市町の大腸がん検診受診率	%	25 (H25)	28 (H26)	32 (H27)	36 (H28)	40 (H29)	40 (H30)
市町の女性特有のがん検診受診率	%	乳がん 47 (H25)	50 (H26)	53 (H27)	56 (H28)	60 (H29)	60 (H30)
		子宮がん 52 (H25)	54 (H26)	56 (H27)	58 (H28)	60 (H29)	60 (H30)
肝炎治療費助成受給者数	人	4,474	5,200	6,000	6,700	—	—
がん相談支援センター ^(※) における相談件数	件	5,279	5,300	5,400	5,500	5,600	5,700
がん検診向上サポーター企業登録数	事業所	435	630	810	1,000	1,200	1,400

※がん診療連携拠点病院

専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援及び情報提供等を実施する医療機関。佐賀県には4病院が拠点病院として指定を受けている。

※肝炎ウイルスキャリア

肝臓の中に肝炎ウイルスが住みついている（持続的に感染している）状態にある人。

※肝炎コーディネーター

医療機関、保健福祉事務所、各市町、検査機関などに配置されている肝炎治療について専門の教育を受けた医療福祉系スタッフ。

※がん相談支援センター

がん診療連携拠点病院に設置されている相談支援窓口。

※統括相談支援センター

がんに関する悩み相談に電話、メールで対応する相談支援窓口。佐賀県総合保健協会内に設置。

※地域がん診療病院

がん診療連携拠点病院がない医療圏に設置され、その地域のがん診療を中心的に担う医療機関。近隣の医療圏に設置されるがん診療連携拠点病院と診療や相談での連携を行う。

※がん患者サロン

がん患者やその家族が気軽に情報交換や相談ができる場。

(12) 医療提供体制の充実 [総合計画 P3-84、第3章3(3)①より]

【取組方針】

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えた病床の機能分化・連携による適切な医療提供体制の構築に取り組みます。
- 在宅医療の推進、地域包括ケアシステム^(※)における医療提供体制の充実を図ります。
- ICT^(※)を活用した医療連携の推進を図ります。
- 救急医療の確保のため、ドクターヘリの活用を推進します。
- 医療機関における療養環境の安全確保を推進します。
- 診療科や地域による医師の不足・偏在が見られることから、県、市町、各医療機関等が役割分担に応じて、相互に連携しながら不足する診療科等の医師の育成・確保に取り組みます。
- 県内看護師等養成所卒業者の県内就業率を高めるとともに、看護職員の離職防止、潜在看護職員^(※)の就業促進に取り組みます。
- 質の高い看護を提供できるよう看護職員の資質向上を図ります。
- 不足している医療従事者を確保するために医療機関における勤務環境の改善への取組を支援します。

[具体的な施策]

- ・地域医療構想（ビジョン）^(※)の策定・実施
- ・病床の機能転換等に取り組む医療機関に対する支援の実施
- ・多職種連携のための情報交換や協議の場の創設による在宅医療の推進体制づくり
- ・在宅医療の県民理解を高めるための普及・啓発の実施
- ・在宅医療の充実のための医療機関等の取組への支援
- ・ICTによる地域医療連携パス^(※)の活用・推進
- ・ドクターヘリ運航体制の確保
- ・病院や有床診療所に対するスプリングラー等整備の支援
- ・佐賀大学推薦枠、医師修学資金貸付、自治医科大学、寄附講座、女性医師復職支援、臨床研修医確保等による医師確保
- ・地域医療支援センター^(※)の設置・運営
- ・学生等に対する看護の魅力等の発信
- ・ナースセンター^(※)事業の実施、復職支援、離職防止事業等による看護職員確保
- ・新人看護職員教育担当者研修や認定看護師養成支援事業等の実施による看護職員の資質向上
- ・医療勤務環境改善支援センター^(※)の設置・運営

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
在宅医療連携拠点機関数	箇所	0	関係機関との調整	関係機関との調整	8	8	8
医療施設従事医師数	人	2,149 (見込み)	—	2,192	—	2,235	—
看護職員就業数	人	14,501	14,420	—	—	—	—

※地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

※ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略

※潜在看護職員

看護職免許を持ちながら就労していない看護職。

※地域医療構想（ビジョン）

保健医療計画の一部として、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して、二次医療圏等ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療のビジョン。

※地域医療連携パス

診療にあたる複数の医療機関が、役割分担を含め、あらかじめ診療内容を患者に提示・説明することにより、患者が安心して医療を受けることができるようにするもの。

※地域医療支援センター

医師不足の状況などを把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援を行い、地域における住民の医療の確保を図ることを目的とした機関。

※ナースセンター

保健・医療・福祉サービスを提供する看護師、保健師、助産師を確保するため、これら看護職員の就業促進と、看護に関する知識向上を目指して実施・運営されている。本県は、佐賀県看護協会に運営を委託している。

※医療勤務環境改善支援センター

各医療機関が勤務環境改善マネジメントシステムに基づき策定する「勤務環境改善計画」の策定、実施、評価等をワンストップで、かつ、専門家のチームにより、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的にサポートする機関。

(13) ユニバーサルデザインの推進 [総合計画 P3-106、第3章3(5)①より]

【取組方針】

- 改定した佐賀ユニバーサルデザイン推進指針に基づき、県の様々な施策において、ユニバーサルデザイン^(※)の取組を更に推進する「HITOプロジェクト」^(※)を展開します。
- 県民一人ひとりが、社会には多様な人々がいることを理解し、思いやりのある広い心を持って行動して、誰もが暮らしやすい社会づくりを進める一員となるよう、ユニバーサルデザインの普及啓発を行います。
- 年齢、性別、障害のあるなし、言語や文化の違いにかかわらず、誰もが自分のスタイルにあわせて、豊かな暮らしを、あたりまえに送ることができるよう、スポーツ・文化・観光など様々な分野で取り組んでいきます。
- ユニバーサルデザインを取り入れた建築物、公共交通や道路のような移動空間、防災体制等の整備を促進し、誰もが安全で安心して暮らせる社会づくりを進めます。

[具体的な施策]

- ・研修や広報による普及啓発の実施
- ・県民がユニバーサルデザインについて「見て、触れて、実感できる」機会の創出
- ・誰もがそれぞれのスタイルで文化・スポーツを楽しむことができる環境づくりの推進
- ・観光のユニバーサルデザイン化の推進
- ・誰もが仕事や遊びなどの社会参加をしやすい環境づくりの推進
- ・誰にでも伝わり、誰もが分かりやすい情報提供体制の充実

- ・ 県民の国際理解の促進と、外国人住民や外国人観光客への支援
- ・ ユニバーサルデザインを意識したものづくりへの支援
- ・ 誰もが災害に備え、対応ができるようにするための支援体制や情報提供の充実
- ・ 建築物、公共交通、道路など、まちづくり全体の面的なユニバーサルデザイン化の促進

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
県民のユニバーサルデザイン理解率 ^(※)	%	46.6	50.0	55.0	60.0	65.0	65.0
福祉のまちづくり条例の適合率	%	27.4	27.4	27.4	30.0	35.0	37.5
ユニバーサルデザインの研修会・出前講座の開催回数	回	9	11	12	13	14	15

※ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害等の身体的能力、言葉や文化の違いにかかわらず、すべての人にとって、できるだけ利用可能であるように、最初から考えて、製品・建物・環境・サービス・制度などを設計・計画するという考え方。

※HITOプロジェクト

佐賀県では、「多様な人々を理解し、思いやりのある広い心の人」(HITO)が、「ユニバーサルデザイン社会」の実現に向け行動する、様々な取組みを総称して、「HITOプロジェクト」と位置付けている。なお、「HITO」とは、Human(人間)、Intelligent(理解力のある)、Thoughtful(思いやりのある)、Open-minded(広い心の)の頭文字をとったもの。

※ユニバーサルデザイン理解率

「理解率」とは、ユニバーサルデザインについて「言葉を知っており、意味も少しは知っている」人の割合のこと。

(14) 農業生産を支える生産基盤づくり [総合計画 P3-127、第3章4(2)④より]

【取組方針】

- 農業水利施設の機能を効率的に保全するため、施設の長寿命化^(※)に向けた対策を推進します。

[具体的な施策]

- ・ 農業用のダム、用排水路、揚水機場、排水機場など、農業水利施設の整備・補修
- ・ 農業水利施設の管理体制の強化

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
長寿命化対策の実施箇所数	% (施設)	4 (1)	8 (2)	17 (4)	29 (7)	42 (10)	63 (15)

※長寿命化(農業水利施設)

施設の機能診断に基づき、早めの補修・補強等の機能保全対策を実施することで、施設の寿命を延ばすこと。

(15) 快適に暮らせる「まち」づくり [総合計画 P3-167、第3章6(1)②より]

【取組方針】

- 人口減少社会に対応するため、集約拠点・地域ネットワーク型の都市づくりを進めます。
- 地域住民が住みやすく、かつ、地域資源を活かした魅力のあるまちづくりに向けた取組を行い

ます。

- 住民と一体となり地域資源の魅力づくりに取り組む市町をモデルケースとして、県が客観的な立場より重点的に関与し、助言等を行うことで地域特有のスマールサクセスをつくり、佐賀県の魅力あるまちづくりの先導となる取組を行います。
- 心地良いまちづくりを進め、まちなか居住を促進する事業の推進に努めます。
- 既存都市公園の公園施設の更新やユニバーサルデザイン化^(※)（段差解消等）に努めます。
- 豊かな住生活の実現を目指して、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

【具体的な施策】

- ・各市町の立地適正化計画^(※)等の策定に向けた助言
- ・地域資源を活かした魅力のあるまちづくりに向けた取組に対する指導、支援
- ・魅力のあるまちづくりに向けた市町との研修会の開催や地元との意見交換会への参加
- ・魅力のあるまちづくりの促進に向けた各種支援事業等の活用のための助言
- ・ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが安全で快適に利用できる道路や公園の整備促進
- ・まちなかの生活環境の魅力向上に向けた土地区画整理事業の促進のための助言
- ・個性あるまちづくりの促進に向けた都市再生整備計画事業^(※)等の活用のための助言
- ・街路樹の植栽及び電線類の地中化の実施
- ・都市公園等の拡充に向けた計画的な整備の促進
- ・既設都市公園の公園施設の計画的な更新やユニバーサルデザイン化の実施
- ・平成35年度の「国民体育大会・全国障害者スポーツ大会」開催に向けて、都市公園の運動施設のユニバーサルデザイン化、耐震化対策の実施。
- ・良質な住宅ストックの形成に向けて、県民の住宅に対する関心を高めるための体制づくりや啓発事業の推進
- ・各市町が取り組む空き家の除却や有効活用などへの助言
- ・空き家に関する市町からの相談窓口の設置や情報提供の継続支援
- ・佐賀県安全住まいづくりサポートセンターによる県民への無料住宅相談の実施

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
土地区画整理事業の整備済み面積の割合	% (ha)	53.8 (22.2)	59.6 (24.6)	71.4 (29.5)	73.8 (30.5)	76.5 (31.6)	78.1 (32.3)
街路整備済み延長の割合	% (km)	0.0 (0.00)	4.3 (0.13)	27.4 (0.82)	55.4 (1.66)	81.7 (2.45)	81.7 (2.45)
都市公園の整備済み面積の割合	% (ha)	0.0 (0.00)	13.7 (4.10)	78.7 (27.68)	97.3 (29.13)	97.3 (29.13)	99 (29.63)
公営住宅のバリアフリー化率 ^(※)	%	64	66	69	72	75	77
魅力のあるまちづくりに向けた取組事例数	件	0	1	2	4	6	8
無料住宅相談件数	件	72	100	200	300	400	400

※ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害等の身体的能力、言葉や文化の違いにかかわらず、すべての人にとって、できるだけ利用可能であるように、最初から考えて、製品・建物・環境・サービス・制度などを設計・計画するという考え方。

※都市再生整備計画事業

都市再生特別措置法に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金を交付される事業。

※立地適正化計画

居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めるため、平成26年8月の都市再生特別措置法の改正により市町村が策定できるようになった市町村都市計画マスタープランの高度化版。

※公営住宅のバリアフリー化率

公営住宅のうち、バリアフリー化（2か所以上の手すりの設置、屋内の段差解消、廊下幅78cm以上や出入口幅75cm以上の確保、いずれかに該当）された住宅の割合。

(16) 美しい景観づくり [総合計画 P3-170、第3章6(1)③より]

【取組方針】

- 県民、事業者、市町と連携、役割分担を図りながら、永続的に心地良い佐賀の景観づくりを推進します。
- 市町の景観行政及び地域の景観づくりに対し適切な支援を行うことにより、地域の特色を活かした魅力のある景観づくりを進めます。
- 県、市町が実施する公共事業において、良好な景観形成を推進します。
- 地域のシンボルである建造物や美しい地区をはじめとした個性ある町の姿が次世代に継承されるよう、地域や市町との連携のもと、歴史や文化等を継承したまちなみづくりや、地域の景観資源を保全し、磨き上げて活用する取組を推進します。

[具体的な施策]

- ・ 県民、事業者、市町、県それぞれに責務があり、一人ひとりが景観づくりの主役であるという意識の啓発
- ・ 市町の景観行政団体への移行、市町景観計画策定等の景観法を活用した取組への支援
- ・ CSO^(※) や地域住民等による主体的な景観づくり活動の推進、支援
- ・ 佐賀県公共事業景観形成指針^(※) に基づいた公共事業の設計検討
- ・ 佐賀県遺産制度^(※) を活用した景観資源の保全・活用の推進
- ・ 街なみ環境整備事業によるまちなみ修景の推進（市町事業） 県営ダム施設の修繕、改良、更新

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
市町の景観法を活用した取組 ^(※) 数（累計）	件	17	18	19	20	22	23
佐賀県遺産認定件数（累計）	件	43	45	47	49	50	52

※CSO

Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、佐賀県ではNPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称。

※佐賀県公共事業景観形成指針

公共事業による良好な景観形成のため、美しい景観づくり条例に基づき県が定めた指針。

※佐賀県遺産制度

美しい景観を呈する地区または地域を象徴する建造物で県民の貴重な資産であると認められるものを、「佐賀県遺産」として認定する制度。

※市町の景観法を活用した取組

景観行政を司る地方自治体（景観行政団体）への移行、景観計画の策定及び改訂、景観協定・景観整備機構・景観重要建造物・景観重要公共施設等の指定をいう。

(17) 港湾の利活用及び整備・保全の推進 [総合計画 P3-181、第 3 章 6 (2)⑥より]

【取組方針】

- 港湾施設については、平成 26 年度策定した長寿命化計画に基づき、計画的に保全対策に取り組みます。

[具体的な施策]

《港湾施設》

- ・係留施設、外郭施設（防波堤）、臨港交通施設（橋梁）の点検・補修

《港湾海岸施設》

- ・堤防・護岸・樋門・陸閘の点検
- ・長寿命化計画の策定

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
港湾施設の健全度	%	64	68	72	76	80	80

(18) CSO活動の活発化と県民協働の推進 [総合計画 P3-184、第 3 章 6 (3)①より]

【取組方針】

- 行政職員の意識改革や公共サービスの担い手としての CS0^(※)の課題解決力の向上、及び中間支援組織スタッフのスキルの向上に取り組みます。
- 県民ファンド^(※)を運営する公益財団法人と協働して CS0 の支援を行い、更に市町と CS0 との協働を促すことで、県民協働の一層の推進を図ります。
- 県民等からの寄附を基に CS0 活動への助成等を行う県民ファンドの一層の取組の推進を図ります。
- 支援メニューの更なる活用促進や普及啓発活動の推進により CS0 活動を一層支援します。

[具体的な施策]

- ・ CS0 提案型協働創出事業^(※)の実施
- ・ 県民ファンドとの協働による協働提案への助成及び市町と CS0 との交流強化による協働促進
- ・ 県民等からの寄附を基に CS0 活動に助成等を行う県民ファンドに対する支援
- ・ CS0 に対するファンドレイジング（資金調達）やボランティアコーディネーター等の研修
- ・ ふるさと納税の CS0 指定寄附の推進
- ・ CS0 ポータル等を活用したプラスワン運動^(※)（寄附を含む。）の推進

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
県と CSO の協働事業数	件	247	250	260	270	280	290

※CSO

Civil Society Organizations (市民社会組織) の略で、佐賀県では NPO 法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA といった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称。

※県民ファンド

CSO 自らが運営し、県民等からの寄附を基に CSO 活動に助成するための基金のこと。

※CSO 提案型協働創出事業

協働に係る提案を募集し、行政（県、市町）と CSO とが協議を重ね、公共サービスの質の向上、県民満足度の向上、ひいては CSO の活性化、住民自治の実現を図っていく仕組みのこと。

※プラスワン運動

県民が仕事や家庭での役割にプラスして社会貢献活動に参加することをすすめる運動のこと。

(19) 県民の ICT 利活用の促進 [総合計画 P3-188、第 3 章 6 (5)①より]

【取組方針】

- 地域で教え学び合う仕組みや環境づくりを進めます。
- 子どもや高齢者等が安全に安心して ICT^(※) を利用できるよう、関係機関・関係団体と連携して情報セキュリティ・リテラシーの普及啓発に取り組みます。
- 事業者や CSO^(※)、県民等に対するオープンデータ^(※) の普及啓発等に取り組みます。

[具体的な施策]

- ・地域で教え学び合う仕組みや環境づくりのために、地域できめ細やかに ICT 初心者教育を行える団体の設立や活動の支援
- ・関係機関、関係団体との連携による情報セキュリティやモラルの普及啓発の推進
- ・オープンデータ利活用団体等との連携によるオープンデータの普及啓発等の取組

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
地域 ICT 推進団体が主催する講習会等への参加人数	人	1,000	1,025	1,050	1,075	1,100	1,125
携帯電話などの通信機器に関するルール作りに取り組んだ市町数	市町	—	1	3	5	10	15

※ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

※オープンデータ

行政機関が保有するデータで公開可能なものについては、可能な限り機械的・自動的にデータを再利用（加工、編集等）できる形式で公開すること。

※CSO

Civil Society Organizations (市民社会組織) の略で、佐賀県では NPO 法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA といった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称。